

平成25年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成25年9月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	9 番議員 小川 幸英
2 番議員 西岡 恵子	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 矢部 秀行	13 番議員 佐野 慶一
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 平石 賢治
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 小堀 克夫

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 森内 孝典          書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	吉田 敬直
会計管理者	岡 静夫
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	三木 克夜
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	柿内 直子
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂
藍寿苑施設長	高田 俊男

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第40号議案 平成24年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2) 第41号議案 平成24年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について
- 3) 第42号議案 平成24年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について
- 4) 第43号議案 平成24年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について
- 5) 第44号議案 平成24年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について
- 6) 第45号議案 平成24年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について
- 7) 第46号議案 平成24年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 8) 第47号議案 平成24年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について
- 9) 第48号議案 平成25年度藍住町一般会計補正予算について

- 10) 第49号議案 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について
- 11) 第50号議案 藍住町子ども・子育て会議条例の制定について
- 12) 報告第5号 平成24年度財政健全化判断比率の報告について
- 13) 報告第6号 平成24年度水道事業会計資金不足比率の報告につ  
いて
- 14) 報告第7号 平成24年度下水道事業会計資金不足比率の報告につ  
いて

以下余白



ついて、第48号議案・平成25年度藍住町一般会計補正予算について、第49号議案・特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、第50号議案・藍住町子ども・子育て会議条例の制定についての11議案と報告第5号・平成24年度財政健全化判断比率の報告について、報告第6号・平成24年度水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第7号・平成24年度下水道事業会計資金不足比率の報告についての3件の報告を上程し、議題といたします。

小堀議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

小堀議長 石川町長。

石川町長 おはようございます。今年の夏は、例年以上の猛暑となりました。また、9月に入ってから前線や台風の影響で、毎日雨天の日が続いておりました。特に昨日は大雨により、町内至る所で排水路があふれ災害対策本部を設置いたしました。大事に至らずほっとしているところであります。

さて、本日、平成25年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙の中御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところでありますが、説明に先立ち、町政に関して諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず始めに、昨年度から工事を進めておりました新町民体育館についてであります。7月末に工事が完成し、トレーニング機器等の搬入も終え、8月29日に落成式を挙行了したところであります。当日は、残暑厳しい中ではありましたが、議員各位をはじめ、県議会議員や県の関係者、工事関係者、社会体育関係者、また、各種団体の方々等、多くの皆様の御臨席をいただき落成式を挙行することができました。この場をお借りし、改めて厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも本町のスポーツの振興、発展に御協力を賜りますようお願い申し上げます。9月1日には、町民の皆様が心待ちにしておりました町民体育館を開館し、各スポーツ団体等からの貸出しを受付けしているところであります。この町民体育館を町民の誰もが身近なところでスポーツに親しむことができる生涯スポーツの拠点施設として、御活用いただきたいと思います。

また、災害時に備え非常用発電機なども設置されており、避難施設としても利用できるものとなっております。多方面にわたり町民体育館が皆様に愛され、親しん

でいただける施設となるよう期待するものであります。明後日の9月7日土曜日には、町民体育館の落成記念コンサート「あいすむまちの音楽会」を開催いたします。東京からこの日のために来県される、とくしま国民文化祭記念管弦楽団による演奏、藍住中学校・藍住東中学校吹奏楽部と同管弦楽団との共演や2組のデュオのピアニストとの共演等を盛り込んだプログラムとなっております。是非、この機会にプロの演奏を身近に感じていただき、また、子供たちには、音楽を志すきっかけとなればと思うところであります。

なお、10月開催に向けて準備を進めておりました実業団女子バレーボールチームの親善試合につきましては、諸般の事情により招待チームとの日程調整が困難となりました。このことから、10月の親善試合はとりあえず中止とさせていただきます。今後も引き続き親善試合の開催に向けて、関係機関に働きかけをしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、中学生の水難事故について御報告申し上げます。新聞やテレビなどでも報道がされましたが、7月25日午後5時頃、藍住町乙瀬の旧吉野川で水遊びをしていた中学2年生の男子生徒が溺れるという事故があり、警察や消防、消防団などが出動し捜索を行いました。2日にわたる捜索の結果発見はされましたが、既に亡くなられており残念な結果となりました。事故現場は檜橋下流約100mで、同級生3人と南岸の浅瀬で遊んでいたところ徐々に岸から離れ、深みに足を取られて溺れたとみられています。藍住中学校では、発見された26日に臨時職員会を開き、27日には全校集会を行い、改めて水難事故への注意を促すとともに生徒の心のケアに努めたところであります。教育委員会でも臨時の園長・校長会を開催し、児童生徒や保護者へ水難事故への注意を促すよう依頼するとともに、校外補導の強化をお願いしております。

また、旧吉野川の水難危険箇所の点検を教育委員会、藍住中学校、板野警察署、国土交通省旧吉野川出張所の職員により、船による水上点検と陸上からの点検を行っております。この点検の結果を踏まえ、関係部署や関係機関との合同対策会議を開き二度とこのような事故が発生しないよう、旧吉野川などの危険箇所に水難事故の注意を促す看板を10か所設置することとしたほか、校外補導のあり方などの協議を行い、児童生徒への安全を確保するための啓発や指導の徹底を確認しております。

次に、本町との友好都市であります山形県河北町の豪雨被害について御報告しておきます。新聞報道等もされ既に御存じのことと思いますが、去る7月18日、大雨が続いた山形県で、各地の河川が氾濫し、河北町においても一時住民への避難勧告が出されました。7月19日朝、河北町近隣での被害報道もあったため、河北町に電話で状況を確認したところ、幸い、人的被害、建物被害はないものの、水源のダムに濁流が流れ込み取水停止となったため18日深夜から全町断水となっており、学校も臨時休校しているとのことでありました。水源での取水が出来ないということから天候が回復したとしても、直ちに全面復旧は困難の可能性が高いのではないかと考え、友好都市としてのお見舞いのメッセージとともに、児童生徒の皆さんや住民の皆さんの御支援に役立てていただければとの思いを込め、ペットボトル入りの水とスポーツ飲料、合わせて3,360本をお送りいたしました。

また、災害時応援協定に基づく応援についても、必要があればお申し出いただくようお願いしましたが、幸い断水以外の大規模災害の発生はなく大事には至りませんでした。全面復旧を終え河北町長から改めてお礼の挨拶をいただきましたが、全町断水から完全に復旧ができたのは、7月30日とのことでありました。

河北町長をはじめ、児童生徒や園児の皆さんから礼状が送られてまいりましたので、藍住町民の皆様にも御覧をいただきたく、庁舎1階ホールに展示をいたしております。作文では「水が出ないので大変ですが、藍住町の方が応援してくれているので、元気がでます。」、「藍住町の方が困ったときは恩返しをしたい。」といったことも書かれており、子供たちの純真な心に胸を熱くいたしました。昨年締結した災害時応援協定はもとより、町民同士の安全・安心を向上させる友好都市の交流を、なお一層、進めてまいりたいとの思いを強くしたところであります。

次に、三町合同企画展についてであります。平成21年度から開催してきた、日本一の麻・岩島麻を産する群馬県東吾妻町、高級麻布の産地・滋賀県愛荘町との合同企画展は、今年度は3町で実行委員会を組織し、9月14日から16日の3日間、東京都の渋谷ヒカリエで開催することとしております。多くの人々が行き交い、新たな価値を創造、発信していくプラットフォームである渋谷で開催することにより、地域の情報が大いに発信されるとともに、伝統工芸技術の魅力の再発見、また新たな価値が見いだされることを期待しているところであります。

また、6月議会でも御報告いたしましたが、この三町合同企画展による交流をき

っかけとした藍住町と東吾妻町、愛荘町3町による災害時相互応援協定についても、合同企画展開催にあわせ、今月14日に締結を行うこととしております。こうした遠隔地との相互応援協定は、非常に心強いものになると考えております。

次に、南海トラフ巨大地震の被害想定についてであります。7月31日に徳島県から各市町村ごとの南海トラフ巨大地震被害想定が公表され、テレビや新聞等でも報道がされております。今回は第一次分として、人的被害、建物被害等を中心に市町村別の想定結果が公表されました。

また、今年度中に第二次分として、ライフライン被害や避難者数等の被害想定公表が予定されております。今回公表された被害想定概要を申し上げますと、県内では建物被害の全壊・焼失棟数については、冬の18時に発生した場合が最大であり、11万6,400棟、半壊棟数は季節、時間に関係なく8万3,300棟になると想定されております。

また、人的被害については冬の深夜に発生した場合の被害が最大となり、死者3万1,300人、負傷者1万9,400人程度になるとのことです。

藍住町においては、建物被害の全壊・焼失棟数については、冬の18時に発生した場合に2,100棟であると想定されており、半壊棟数については季節、時間に関係なく3,800棟になると想定されております。人的被害につきましては、冬の深夜に発生した場合の被害が最大となっており、死者140人、負傷者580人程度になるとされております。これらの被害想定の数値はあくまでも最大値であり、行政や関係機関による積極的な防災事業の取組、また、住民の皆さん一人一人が高い防災意識を持つことにより、大幅な減少が望めるものと考えております。今後は、これらのデータを基に、より一層、防災事業を推進したいと考えておりますので、どうか御協力のほどよろしく願いいたします。

次に、特別養護老人ホーム「藍寿苑」の民営化に関して申し上げます。藍寿苑につきましては、民営化基本計画に基づき8月1日から6日まで移管先法人の募集受付を実施いたしました。応募のあった法人等について、移管先法人選定委員会により8月19日に1次審査、8月23日に応募法人等からのプレゼンテーションと委員によるヒアリングを行った2次審査を経て、同日、当委員会の日開野委員長から審査内容、選定結果についての御報告をいただきました。移管先法人として選定されましたのは、社会福祉法人凌雲福祉会であります。これを受けて8月30日に選

定された同法人の代表者であります稲次正敬理事長と直接お会いし、法人運営の状況や移管された場合の藍寿苑の運営方針、計画など改めてお伺いをした結果、藍寿苑をお任せできると判断をして同法人に移管することを決定いたしました。今後、同法人と事務的に詳細な協議を行い、円滑な移管に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、これまでの経緯及び選定委員会からの答申の詳細等について、本日の本会議終了後全員協議会において、御説明をさせていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、今議会には平成24年度の一般会計決算のほか、各特別会計の決算認定の議案を提出いたしておりますが、ここで平成24年度普通会計決算統計の結果等について、その概要を申し上げておきたいと思っております。

平成24年度の町税収入は、約39億1,500万円となり、前年度と比べプラス6.3パーセント、約2億3,100万円の増額でありましたが、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は約22億7,400万円で、前年度よりマイナス7.7パーセント、約1億9,100万円の減額となっております。一方、歳出では保育所の委託料などにより、物件費が前年度よりプラス13.0パーセント、約2億3,800万円増加しておりますが、半面人件費については減少傾向にあります。また、普通建設事業費では、平成23年度に藍住中学校や南北幼稚園の耐震化改築工事があったことから前年度比マイナス45.0パーセント、約10億2,600万円の減額となりました。普通会計における平成24年度末の基金残高は合計34億9,500万円、地方債残高は77億2,200万円となっております。主な財政指標では、経常収支比率が83.8パーセント、公債費比率が8.5パーセント、財政力指数は0.66であります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定した財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は生じておらず、実質公債費比率が7.5パーセント、将来負担比率が2.3パーセントであり、いずれも基準を下回り、健全な状態を示しております。公営企業会計の資金不足比率についても、水道事業会計及び下水道事業会計とも資金不足は生じておりません。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上

げてまいります。

第40号議案・平成24年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が103億9,207万8,365円、歳出総額は97億3,168万3,025円で、差引き6億6,039万5,340円となりましたが、このうち、繰越明許費に係る繰越財源が、3億2,939万7,000円でありますので、実質収支額は3億3,099万8,340円となっております。さらに、実質収支額の10パーセント相当額3,310万円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ繰り入れますので、残り2億9,789万8,340円が平成25年度への繰越額となりました。

第41号議案・平成24年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が31億8,929万3,373円、歳出総額が30億491万7,691円で、差引き1億8,437万5,682円となりました。なお一層の医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

第42号議案・平成24年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が20億5,205万6,061円、歳出総額が20億2,835万4,954円で、差引き2,370万1,107円となりました。歳出のうち、介護保険給付費は19億783万8,189円で、前年度と比較して約8.4パーセント増加しております。

第43号議案・平成24年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が988万8,040円、歳出総額が歳入と同額の988万8,040円で、差引き0円となりました。この事業は介護サービス計画収入を財源とし、要支援者の介護予防に係るケアプランを作成しております。

第44号議案・平成24年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が2億4,416万4,861円、歳出総額が2億3,750万9,383円で、差引き665万5,478円となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいりたいと思います。

第45号議案・平成24年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が2億9,219万2,304円、歳出総額は2億4,396万1,244円で、差引き4,823万1,060円となりました。この全額を平成25年度に繰越ししております。本年度も、なお一層の経営の効率

化を図りつつ、特養入苑者に対する介護の充実を図りたいと考えております。

第46号議案・平成24年度藍住町特別会計(水道事業)利益の処分及び歳入歳出決算の認定については、収益的収支で収入総額が5億1,562万4,539円、支出総額は4億1,748万5,986円となり、消費税経理の後、9,089万7,596円の当年度純利益を計上いたしました。利益剰余金の処分としまして、減債積立金に800万円。建設改良積立金に8,000万円を積立たいと考えております。

次に資本的収支では、収入総額が562万5,800円、支出総額は、1億1,788万8,287円となり、資本的収支不足額が、1億1,226万2,487円となりましたので、内部留保資金等で全額補填をいたしております。今後とも水道事業の使命であります、安全な水の安定供給を基本とし、健全な水道事業経営に努めてまいりたいと考えております。

第47号議案・平成24年度藍住町特別会計(下水道事業)歳入歳出決算の認定については、歳入総額が3億3,810万2,700円、歳出総額は、3億1,398万8,689円、差引き2,411万4,011円となりました。この差引額から繰越明許費繰越額として413万円及び、翌年度へ1,998万4,011円を繰り越すこととなりました。昨年度は矢上地区におきまして、推進工事及び開削工事により778メートルの管渠布設を行い、約3.9ヘクタールの下水道供用開始をいたしております。今後とも、一層の事業効率化を図りつつ事業の推進に努めてまいります。

第48号議案・平成25年度藍住町一般会計補正予算については、歳入歳出とも3億4,500万円を増額し、予算総額を91億4,500万円とするものであります。補正の主な内容を申し上げます。

総務費では、危機管理対策費で、防災ラジオの購入や自主防災組織の活性化のための助成などで706万円を計上いたしました。

民生費では、児童福祉総務費で児童手当事業費に不足見込みとして5,950万円を子ども子育て支援事業として、ニーズ調査や子ども・子育て会議費用などで366万1,000円を、保育所総務費で、藍住ひまわり保育園が大規模改修を行うことからこの補助金として、国の補助金と合わせた1億5,297万1,000円を計上いたしました。

衛生費の西クリーンステーション管理費では、灰出し用コンテナ及び収集車の買換えに760万円を計上。

農業費の農業振興費では、農業者への共同利用機械施設等導入支援事業補助金として888万4,000円を、また、農家への農業用機械導入の際の融資への補助として1,051万4,000円を計上、いずれも県からの補助を支出するためのものであります。

商工費の商工業振興費では、プレミアム商品券発行事業補助金について、当初1億円の発行に対する補助金を計上しておりましたが、商工会から1億5,000万円の発行に対する補助の要望もあり、発行増額分5,000万円に対するプレミアム分の7割、350万円を計上いたしました。

土木費では、一般町道新設改良費に2路線の道路や側溝改良工事費として3,000万円を計上、また、緑化推進費で、バラ園の拡張、改修工事として1,350万円を計上いたしました。これは、駐車場部分として借りていた土地を購入しましたので、これに伴いバラ園を整備するものであります。

教育費では、町民体育館管理費で施設管理費用などに730万7,000円を計上しております。

歳入につきましては、歳出に対する国・県の補助金のほか、平成24年度決算により、繰越金で2億1,789万8,000円の増額、また、基金からの繰入金を1億1,000万円減額、臨時財政対策債の額の確定による5,730万5,000円の増額などを行うものであります。

第49号議案・特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、昨年「子ども・子育て支援法」が制定されておりますが、この法律の規定に基づき、藍住町子ども・子育て会議を設置することとしており、この会議の委員の報酬について規定するものであります。

また、成年被後見人の選挙権の回復のための公職選挙法等の一部を改正する法律が平成25年6月30日から施行され、成年被後見人の選挙権回復とともに、指定病院等の不在者投票管理者には、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせる等の公正な実施確保の努力義務が設けられました。このため、藍住町選挙管理委員会が所管すべき選挙における外部立会人に要する経費については、町費により措置する必要がある、この外部立会人の報酬について規定するものであり

ます。

第50号議案・藍住町子ども・子育て会議条例の制定については、昨年8月に「子ども・子育て支援法」が制定されたことに伴い、市町村は国が示す基本指針に基づき、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとなりました。このため、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議を行う機関として、新たに藍住町子ども・子育て会議を設置するよう提案するものであります。

また、これらの議案以外に、報告案件といたしまして、平成24年度の財政健全化判断比率と、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、それぞれ報告をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただき、御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で8件、補正予算で1件、条例関係で2件の計11議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

小堀議長 日程第5、監査報告について。本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が8件ございますので、ただいまから審査結果について、藤原監査委員から報告を求めます。

小堀議長 藤原監査委員。

藤原監査委員 議長から監査報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、平成24年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告を申し上げたいと思います。審査は、8月6日と7日の両日実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については、町条例及び役場処務規程並びに財務規則に則り処理されており、また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、更にその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算書は、収入・支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、また、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。

国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、町を挙げて行財政改革に取り組

まれているところ、今後も国の動向なども相まって、厳しい財政状況は続くものと思われまます。限られた予算での行政運営であることから、引き続き、業務の見直しや事務の合理化についての検討を行うとともに、有益かつ効果的な予算執行に努め、健全な財政運営、自立した町政運営のため、なお一層、職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。事務的な面や専門的な事項につきましては、決算審査時において、その都度個々に意見を申し上げたところでありまます。ただ、町税等の未納額の圧縮については、今後も、債権管理の徹底を図り、住民等が不公平感を抱くことのないよう、一段の積極的な取組をお願いしたいと思いまます。

なお、不納欠損への見極めに当たっては、過去の処分事績、他税目の未納についても勘案するなどの配意をお願いしたいと思いまます。

次に、平成24年度藍住町特別会計・国民健康保険事業歳入歳出決算、同じく介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業、藍寿苑介護サービス事業、下水道事業、水道事業、以上7つの特別会計の決算の審査結果について御報告をいたします。審査は、7月24日と29日の両日実施をいたしました。それぞれの決算書により、出納証書類を照合の上、更にその内容について検討を加え、審査いたしました結果、会計処理は、町条例等の諸規定に基づき適正に執行され、また、決算書は、収入・支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところでございます。

少子高齢化や景気低迷など社会経済状況の変化に伴って、地方自治体は厳しい財政運営を強いられており、また、国による制度の改正や事業の見直しがされる中、市町村業務も多様化してきております。独立した事業会計として設けられた特別会計の運営も同様に厳しくなっており、住民への制度や事業の周知、理解を得るよう努めるとともに、他会計、他事業相互に関連するものは調整を図り、事務事業の効果的・効率的な運営、また、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

また、収納対策については、公平性の観点からも、なお一層の努力をされるよう申し添えたいと思いまます。以上、監査結果の報告といたします。

小堀議長 日程第6、上程議案を常任委員会へ付託することについて。先ほど、提案理由の説明がありましたが、これに対する質疑は省略し、ただいま上程されております11議案を、それぞれ所管の常任委員会に付託をして、十分審査をしていただきたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいた

します。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議なしと認めます。よって、ただいま上程されております11議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をすることに決定いたしました。

小堀議長 事務局長をして、付託表を朗読いたさせます。

小堀議長 森内議会事務局長。

森内議会事務局長 (常任委員会への付託表を朗読する)

小堀議長 以上で本日の日程は終了いたしました。お諮りいたします。9月6日から16日までの11日間を休会とし、次回本会議は9月17日に再開いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議なしと認めます。よって、9月17日の本会議再開まで休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は9月17日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

小堀議長 本日はこれをもって散会といたします。

(時に午前10時51分)

平成25年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成25年9月17日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	9 番議員 小川 幸英
2 番議員 西岡 恵子	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 矢部 秀行	13 番議員 佐野 慶一
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 平石 賢治
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 小堀 克夫

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 森内 孝典          書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育長	和田 哲雄
教育委員長	奥村 康人
教育次長	吉田 敬直
会計管理者	岡 静夫

総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	三木 克夜
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	柿内 直子
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂
藍寿苑施設長	高田 俊男

以 下 余 白



3点目です。生徒や父母からエアコン設置の要望をどのように受けていますか。猛暑が続いていますので、要望も毎年大きくなってまいりました。私が発行している議会報告を読んでもらった、全く面識のない町民の方から、子供たちが余りにもかわいそうだ。エアコンの設置を強く要望する電話がありました。町内の小学校の学級懇談会でも、お母さん方の話題になったと聞いております。お読みになった方もおられることと思いますが、今朝の徳島新聞の読者の手紙の欄に、徳島市の方からクーラー設置の強い要望が出ていました。子供たちを思う親の気持ちを受け止めてほしいと思います。この点でも教育長の見解を伺います。

4点目です。町の事業の優先順位と、その基準はあるのですか。今まで一般質問でエアコン設置をしてほしいと取り上げて来ましたが、設置できない理由として、子供の健康問題と財政難の2つのことを挙げられてきました。藍住町では学校施設の耐震診断や耐震改修も優先して行ってきました。これ以外に優先してすることがあるのかどうか、この点も答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、学校施設の問題でトイレの設置についてです。現在の子供たちは水洗トイレで、しかも洋式トイレで座っています。このようなことから小学校の入学で初めて和式トイレを目にする子供が圧倒的に多いわけです。和式トイレは嫌だということから、学校が終わるまで我慢をして、家に帰り、トイレに駆け込んでいることも聞きました。学校で大便するのが嫌で、朝食を食べないで学校に行っている話もお聞きをいたしました。洋式化により、家庭環境に近づいたトイレなら、排せつを我慢することも減り、子供たちの健康を守ることもつながることと思います。私のところにも保護者の方から、学校のトイレを何とかしてほしい、このような要望がたくさん寄せられています。現在の生活様式に合わせた学校の施設づくりが非常に大切であるわけです。具体的にお尋ねをします。1点目。現在、ほとんどの家庭は洋式であるが、学校はなぜ和式が主流なのか。洋式に切り換えている学校は御存じですか、お伺いします。

2点目。トイレの和式と洋式の設置状況についてお伺いをします。小学校別に和式と洋式、そして同じく中学校別に洋式と和式を数字をお願いをいたします。

3点目です。生徒や父母からも和式の使用には不満が出ているわけですが、このような不満は聞いておられますか。

4点目。和式から洋式に切り換えていく計画はあるのかどうかお尋ねをします。

北小学校、南小学校の1階、1年生及び2年生のトイレの大規模改修事業費5,160万円の予算を組み、この中で和式から洋式にどれだけ切り換えているのか具体的な状況をお伺いをいたします。

〔 江西議員、「林さん、前に議会での何回も答弁しとるでないか。聞きよらんかったんか。」との声あり 〕

林議員 それでは続けていきます。公共工事の設計労務単価についてです。今、どの産業でも営業が本当に深刻な状況が続いています。建設業界の現状は、徳島県内の建設業の許可業者数は、平成12年4,468業者だったのが、平成24年には3,340業者となり、1,128業者も減りました。建設業で働いている就業者数は同じ年度で比較すると、4万4,151人から1万5,646人となり、1万8,500人も建設現場から去りました。これは徳島県の統計課の調査です。賃金はどうかといいますと、平成11年を100とすると平成24年には27パーセントも賃金が下がっています。建設大手は下請業者に指値発注。下請事業主は職人がいるので、遊ばすわけにはいかないと、赤字を承知で仕事をせざるを得ない状態が続いているわけです。下請の事業主は自分の蓄えを取崩し、職人の賃金に回しているわけです。私は下請事業主の大変な状況を何人も見てきました。自分の蓄えを取崩すのも長続きはしません。職人を解雇するか倒産するかです。今、中小企業は本当に厳しい状態が続いています。理事者の皆さんは、下請やそしてそこで働く建設職人の暮らしの実態を御存じかどうか。

この点で1番目。国土交通省は2013年4月1日の入札から公共工事設計労務単価を前年度と比べて平均で15.1パーセントの大幅に引上げをいたしました。設計労務単価とは、公共工事予定価格の積算に用いる労働者の賃金です。例えば、大工の日額の賃金は、前年度1万5,000円から1万7,000円。2,000円引上げるなど、全職種で2,000円程度の大幅な賃金引上げとなりました。なぜこれほど大幅に賃金を引上げたのか、その理由をどのように受け止めているのかお伺いをします。

2点目。設計労務単価で積算された賃金は、現場の末端で働く労働者に減額されずに支払されることが下請業者にとっても必要です。実際にどれだけの日当が支払されているのか調査をしたことがあるのかどうか、お伺いをします。

3点目。当町議会で公契約法の制定を求める意見書が採択されましたが、この意

見書の趣旨を町としてどのようにいかしていくのかお伺いをします。

4点目。入札制度において価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、労働者の賃金引上げや労働者の処遇改善を含めた総合評価方式に改善をすることが必要でないのか、この点につきましてもお伺いをいたします。答弁をいただいて再問を行います。

小堀議長 吉田教育次長。

吉田教育次長 林議員さんの質問に対しまして、学校施設のエアコンの設置について答弁をさせていただきます。

今年は、例年より10日早く7月8日に梅雨が明け、気温が30度を超す真夏日が続く記録的な猛暑となりました。1学期終業式までに一部の教室では、室温が34度まで上昇した日もありました。児童生徒で今年の6月、7月に暑さで気分が悪くなり、保健室を訪れた人数は小学校で4人、脱水症状や熱中症が疑われ、保健室を訪れた人数は小学校13人、中学校4人でした。しかし、病院搬送に至った例はありませんでした。近年の生活水準の向上により、家庭における生活環境はエアコンなどを備えた快適なものとなっており、学校での生活環境に違いが生じてきております。暑さによる学習能力低下や体調管理への対応としまして、普通教室では扇風機の運転や、こまめな水分補給の指導、体調異変がないか、教師による児童生徒の観察や気配りを指導しております。

保護者からは、エアコンや扇風機の設置、水分補給の強化などの要望が教育委員会にも寄せられております。小中学校の普通教室だけで115室あり、エアコンを設置する場合は、受変電設備改修や電気工事を含め、過去の概算では2億円余りの多額の工事費が必要です。エアコンの設置につきましては慎重に検討したいと思っております。

なお、学校施設の優先順位とその基準については、各学校で要望はそれぞれでございますが、漏電や漏水、雨漏りなどの緊急を要する工事のほか、例えば、給食調理器具の故障、不備があり危険がある遊具など、早急に改修が必要なものを優先的に取り組んでおります。

続きまして、トイレについてですが、町内小中学校の児童生徒が使用しているトイレにつきまして、現状の和式と洋式の割合は7割が和式で、3割が洋式トイレとなっております。町内の小中学校は昭和50年代の建築が多く、その頃は各家庭の

洋式トイレ普及率が今より低く、和式に慣れた子供たちにとって多数が利用する公衆トイレで直接肌が触れるという抵抗感もあり、学校トイレは和式が主流になっております。むしろ一般家庭に先駆けて水洗式を採用しており、建築当時としては最先端の水準であったと考えられます。しかしながら、温水洗浄や暖房便座の普及など、近年の高性能化は目覚ましく、一般家庭のトイレでも快適な物が多くなりました。5年以内の新築住宅では99パーセント以上が水洗の洋式トイレを備えているといわれ、和式トイレの使い方が分からない子供が増えております。このような家庭では、入学前に和式トイレの練習が必要になりますし、また、学校のトイレに対して暗い、臭い、汚いというイメージの問題もあります。洋式化の流れや障がいのある児童生徒に対しましては、各学年のトイレのうち、一つは洋式に改修しております。

また、今年度は、建築年次の古い北小学校と南小学校で、洋式化を含め1年生・2年生トイレを全面改修しました。悪いイメージを払拭するため、従来のタイル張りの床から乾式清掃の床に変更し、照明をLED化するなど、明るく清潔な印象を持ってもらえるよう工夫をしております。なお、小学校のこの度のトイレの改修で、1年生・2年生とも、女子の洋式は3、和式は1、男子が洋式1、和式が1、各学年に多目的トイレも設置しております。

今後の改修につきましては、簡易な改修方法も含め、財政状況を検討しながら考慮したいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

林議員さんの公共工事の労務単価についてでございますが、議員さん御指摘のとおり、本年4月から設計労務単価が15パーセント程度引上げられましたが、この理由につきましては、これまでの建設不況のあおりで、建設労働者の賃金が引下げられてきたため、熟練技能者の建設業からの退出や、若年労働者の建設業への就職の減少を防ぐことが目的と考えております。

2番目の増額された労務単価の調査につきましては、議員御指摘の意味は十分、分かるんでございますが、本町では調査は行っておりません。

3番目の平成18年9月議会で採択されました意見書についてですが、建設労働者の適正な労働条件の確保と、公共工事における安全や品質が適正に確保されるための配慮という趣旨でありますので、元請業者にその趣旨を遵守するように努めて

まいりたいと思います。

最後の入札制度における総合評価方式に改善することについては、徳島県の建設管理課において経営審査を行い、その点数によってランク付けをされて、本町においてはこの県でのランクにより町の格付を行っておりますので、県の担当部署にその旨の意見を伝えたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

林茂君。

林議員

答弁をいただきましたので再質問をさせていただきます。

まず、今回の猛暑についての認識について、教育長にお尋ねをしたんですが、答弁がございませんでした。この中身については、毎日のように至るところでこの猛暑に対するですね、搬送とか死亡等が報道されてきました。この点でやはり学校ですね、施設整備についてはもう少し考えていただくということが必要でないかと思います。少し具体的に質問をしていきます。この点でやはり子供さんをですね、預かっているというふうな意識をもう少し持っていたきたいと。まず、健康問題ではこれは1点です。再度認識をお尋ねします。子供や職員の健康を気遣う心、大切な子供たちを学校が預かっているという意識をお持ちかどうか。熱中症が事故ですね、起きてからでは遅すぎるわけです。事前の対応が今、必要になっています。それで、私は財政問題でいうならば、藍住町は決して財政が厳しいとは思われません。幾つか例を申し上げますと、藍住中学校の駐輪場には1億5,800万円もかけて、立派な自転車置場を作っているわけです。同じく藍住中学校のプールは1億300万円もかけて作りました。水泳の授業には余り使われないので、町民プールと併用したらどうかと、このような提案もしてまいりました。このことを考えるならば、お金の使い方を工夫すれば小学校4校と中学校2校にエアコンは設置をすることができるというふうに思われます。先ほども答弁がありましたが、金額は2億円程度だということです。そしてしかも工事費の3分の1、国から補助金が出るわけです。それで、一番始めに今朝の徳島新聞に読者の手紙の欄を紹介をしましたが、子ども県議会の中でも、子供がやはりエアコンを付けてほしいと。このように訴えているわけです。ですからそういう点では今もこれはもう、国を挙げて、また、徳島県内挙げての非常に重要な施設の改修が問われているのではないかということが1点です。そして、少し比較をさせていただきます。職員室は真夏でも涼しいわけ

です。これには理由があります。労働安全衛生法、事務所衛生基準規則っていうのがありまして、第5条の第3項では、事業者は空気調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28℃以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならないと、労働安全衛生法で室温を定めているわけです。ですから、この点で職員室はこの基準を設けられているのを守っているわけです。だが、一方ですね、学校の教室では先ほどの答弁がありました。34度ということです。文部科学省の学校環境衛生基準では、望ましい教室の温度は夏は25度から28度とこのように示しているわけです。この基準をオーバーをしているわけです、現在。ですから、この違いはどこにあるのかどうか。とりわけ小さい子供たちは暑さに抵抗力はございません。大人になれば少しは抵抗力も増してくるわけです。この、やはり基準の違い。答弁をお願いをいたします。

その次の学校施設のトイレの設置について答弁をいただきました。やはり現在の生活様式からいえば当然、和式になりつつあるということでございます。ですからやはり子供の健康管理、教育管理の上からももう少し大胆に検討していく必要があるのではないかと思います。いつも財政状況が出てきて、検討課題ということで答弁が行われてまいりました。その点で私はもう少し子供さんたちの声、父母の声を学校なり教育委員会が、まともに受け止めて検討していくということが必要です。その点で是非子供たちからアンケートをとっていただきたいと。少しアンケートの中身で、この点で神戸市が平成24年の11月から12月にトイレの問題でアンケートを実施をしています。調査対象は市内の公立の小学生1,000人と公立中学生500人の全体で1,500人です。問の一つ。学校で排便をしたことがありますか。あるという生徒は27.9パーセントだけしかございません。問の2つ目です。我慢した理由を聞いています。和式が苦手というのが42.1パーセント。臭いというのが18.3パーセント。恥ずかしいというのが14.9パーセントです。そしてその次の問では、和式と洋式のどちらがいいか。洋式がいいというのが84.4パーセント。和式がいいというのはわずか15パーセントです。ここにやはり子供たちの思いがアンケートの中に表れているのではないかと思います。この点でもやはりしっかりと前向きに受け止めて、子供たちの声をもっと現場にいかしていく、そのような姿勢がいるのではないかというふうなことを強く思います。この点でも再答弁を求めます。

公共工事の設計労務単価について答弁がありました。今、本当に営業もそして働いている人も大変厳しい状況が続いています。賃金に至っては、16年間下がりっぱなしでございます。今、国土交通省はこのような状況でこれからいったい日本の災害復旧、そしてインフラ整備が続けていけるのかどうか大きく反省して、公共工事の設計労務単価を上げたわけです。答弁そのものでございます。そこで、私はやはり幾つか今回の大幅な賃金の下落から、若い人が建設業に入っていない状況を、切り換えていくチャンスだというふうに考えています。国土交通省もこのような視点から建設業の団体、公共、民間発注業者に対して技能労働者へ適切な賃金水準を確保するようにと通知をいたしました。元請や下請などの建設業団体に対しても雇用する技能労働者の賃金の引上げ、社会保険の加入も徹底することで若年入職者を積極的に確保するように求めているわけです。国土交通省はこのような状態の中で、労働者で実際に支払われている状況を確認をして、次年度以降、実態を踏まえて対応するという事も発表しているわけです。現場での聞き取り調査も行うでしょう。この点でもやはり町も実態調査を調べ、今の賃金の状況を知ることが必要でないかというふうに考えます。この点で見解を伺います。

2点目です。今、本当に激しい受注競争の中で、利益の追求が余儀なくされているような建設業界でございます。単に国の要請で働く人たちの賃金、下請単価が上がるとは私は考えていません。この点で、末端の現場で働く建設労働者の賃金を引上げていくためには幾つかの手立てが必要です。残念ながら今、賃金も一般競争入札の対象になっているわけです。東京の日野市では日野市で行う総合評価制度の中に評価項目の中で、設計労務単価の8割以上の賃金の支払を受注者に事実上義務付けている、こういう市もございます。また、そのような8割の義務付けはしないまでも、受注企業に対し、実際に労働者に支払った労務単価の実態を賃金台帳の写しの提出を義務付ける。このことによって把握をしていく。それをですね、今後の総合評価項目をする。当面する賃金引上げの有効な手立てになるというふうに思うわけです。今、町の発注工事は大切な税金が原資です。公共工事の発注は県外大手でなく地元業者に優先発注することです。そうすれば重層下請構造もなくなり、下請事業主やそこで働く職人さんへの適正な単価や賃金も保障されるわけです。設計労務単価引上げの趣旨、理事者の答弁もこの目的を達成するためには、現行の入札制度と総合評価制度を取り入れる改善策を是非検討していただきたいと思っております。町

としての考えを再度お伺いをいたします。

小堀議長

吉田教育次長。

吉田教育次長

学校施設について、林議員さんへの再問に答え

させていただきます。まず、学校施設におきましてはエアコンの要望、確かにございます。また、体育館の雨漏り、床の改修、ペンキの塗り直し、教室の電気を明るくするとか、多岐に渡っております。その中で、特に本年度は猛暑ということで、教育委員会といたしましてもこの7月から各学校、各教室を回りまして、子供の顔色、様子、掃除中の行動とか、できるだけ現場を見させていただきました。子供たちは非常に暑くて、暑い暑いと言っている子供もございます。その中で例えばエアコンを設置いたしましても、設置工事費が国から3分の1の補助、これは基本単価でございます、現実的には4分の1、5分の1というふうな形の補助になってくるわけですが、その中でエアコンを設置しましたら、基本料金と使用料と分かれておりまして、基本料金と使用料、現在では平成24年度ベースで約2,700万でございます。それで、エアコンを設置した場合で概算で計算いたしますと、平成26年度電気代は約18パーセントアップしております。それと消費税が8パーセントになる予定でございます。そのような中で、電気使用料がエアコン設置しますと約4,000万円毎年必要になってきます。それで、非常に電気代はかかるわけですが、年間の使用料、例えば7月、9月だけ短期間で使用しましても、基本使用料っていうのは1年間ずっとその使用料になってくるので、4,000万というふうな単価になっております。そのような中で、いかに子供が快適に学校生活を送るかというふうなことに关しましては、学校の職員の方、校長、教頭とともに風通しのいいような工夫、例えば朝、7時過ぎから一番に来た先生が窓を開けるとか、中学校であれば水飲み場の増設とか、できることからさせていただいてはおりますが、エアコンにつきましては全てに設置するということに関しましては、現段階といたしまして、まだ検討課題ということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

江西議員、「課長、さっきの林さん、5,200万のトイレの改修って言ったけど、2階だけで5,200万ですか。」との声あり

吉田教育次長

南小学校の1年2年、それと北小学校の1年2



すね、競争入札です。我々は考えているのは、賃金の部分はいわゆる入札から外して別枠にすると。そういうことをやはり行く行くは考えて行かなければ、同じくです。今の重層下請の中では、下請の業者には重い、やはり状況がかぶさってくるのではないかというふうに考えていますので、理事者の方々は非常にすばらしい知識を持っておられるので、是非政策的な検討課題として、十分に議論をしていただきたいというふうに思います。以上です。

小堀議長

答弁よろしいですね。

〔 林議員、「はい。」との声あり 〕

小堀議長  
いたします。

次に、9番議員・小川幸英君の一般質問を許可

小堀議長

小川幸英君。

小川議員

議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、新町民体育館について伺います。町長の提案理由の説明や、広報あいずみ、また、各新聞報道にもありましたが、昨年から工事を進めていた新町民体育館が7月末に完成しました。新しく誕生した体育館は、鉄筋コンクリート造り3階建てで、延べ床面積5,208.45平方メートル。藍住町にゆかりのある藍蔵をイメージし、外壁にかわらを活用するなど、伝統と現在の融和を図った建物になっている。また、1回のアリーナは延べ床面積が1,650平方メートル、バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン6面などの各種競技が行える広々としたスペースになっております。また、会議室、研修室、トレーニング室、事務室、医務室、指導員室、健康体力相談室、体力測定室などを備えている。2階には536席の観覧席が整備され、高齢者や障がい者が利用しやすいようにエレベーターも設置されている。町民の健康づくりの拠点のほかに、安心安全なまちづくりにおける防災拠点としての役割も担っている。太陽光発電や非常用発電機など、防災対策に配慮した電気設備、空調整備と災害時の避難施設としても活用できる建物になっているとの報道がありましたが、今後、この新町民体育館をいかに活用していくかが一番の課題と思われる。

この新町民体育館建設費用は、工事費、備品を含めて約16億円とのことであるが、この新町民体育館オープン事業について、広報あいずみ9月号にも掲載されて

いるが、9月7日に町民体育館の落成記念事業として、とくしま国民文化祭記念管弦楽団、通称：とくしま記念オーケストラを招いて、クラシックコンサートを行った。当日は730人が来場し、日本を代表する指揮者の増井信貴氏と管弦楽による圧巻の演奏を、耳で目で肌で感じていました。また、藍住中学校、藍住東中学校吹奏部やオーディションにより選ばれたピアニストと管弦楽団との共演も行い、参加者はこの日のために積み重ねてきた練習の成果を、十分に発揮したと報道されていました。私も来場された方にもいろいろお伺いしましたが、その方の声の多くが「感動した。すばらしい演奏を近くで聴けて良かった。」と賞賛の声が聞こえてきました。この音楽会は成功のうちに終わったのではないかと思います。この落成記念音楽会は2,000円でチケットが販売されました。約16億円かけた町民体育館落成記念事業としては、2,000円の会費を徴収せずに町民の皆様を無料で招待しても良かったのではないかと思います。また、こういう声もたくさんありました。それで、この音楽祭の経費はどのくらいかかったか。今後、新町民体育館の落成を記念して、町民の皆様を無料で招待できるようなイベントをする予定はあるか伺っておきます。

次に、新町民体育館の管理体制ですが、9月1日から教育委員会社会体育係の業務は体育館で行っており、スポーツ施設の貸出、各種体育関係の申請等は町民体育館1階事務所で行っているとのことですが、月曜日は休館日となっているため業務は行っておりません。以前に開かれたスポーツ施設利用者説明会では、各施設の貸出や申請等はこれからは全部体育館で行うとの説明がありましたが、この後、説明会の後で月曜日が休館となり、月曜日については役場内の教育委員会で行うとの通達がありました。説明会を開いて決定や報告をした事項について、なぜ変更したのか伺っておきます。

次に、運営状況について伺っておきます。9月1日から開館し、半ばが過ぎましたが、貸出状況はどのようになっているか。また、利用者の声で体育センターより暑い。体育センターは下の窓が開いて、風が入ってきておりましたが、今の新町民体育館は風が入ってこない。北島ドームなど町外の施設は1時間単位でクーラーの設置を認めております。藍住町も今後、同様にしてほしいとの利用者の声が多いが、どうか伺っておきます。

次に、子供の安全対策について伺います。町内幼稚園、小中学校施設については

耐震整備は完了したとの報告を受けておりますが、一方、屋外にある照明等の非構造部材について、耐震点検はどの程度実施しているか伺っておきます。

次に、通学路の安全対策について伺います。夏休みも終わり、元気に子供たちが通学する姿が見られますが、PTAや付近住民の方からの要望、危険箇所に対する対策はどのようにしているのか伺っておきます。

続いて、集団登校について伺います。藍住南、北、西の各幼稚園、小学校において集団登校がされているが、東小学校においては集団登校はしていない。以前の一般質問の中で当時の教育長の答弁では、「本町では幼稚園、小学校の場合、登園・登校については原則として集団で実施している。各校ともこの時間帯には、教職員、保護者が立しょうして児童の安全を図っている。」とのことでありましたが、東小学校ではこの原則は守られていないと思われます。東幼稚園、小学校の保護者からも、どうして東だけが町内で集団登校していないのかとの声が多いが、町として今後どのように対処していくのか伺っておきます。

次に、学校給食について伺います。9月4日、5日の徳島新聞によると、東みよし町の足代小学校で3日、5年生の男子児童の給食のみそ汁にナットとワッシャーが混入していたことが町教委の取材で分かった。児童は飲み込む前に吐き出し、けがはなかった。野菜裁断機に取付けられていた物で、調理中に振動などで外れて給食に入ったとみられる。また、5月には阿南市の橘小学校でも、ナットとワッシャーの給食への混入があった。この裁断機は、同じメーカーの製品であるとのことだが、本町においてはこのメーカーの裁断機は使用されていないのか。また、県教委より市町村に対し、全ての裁断機の製造元の把握と、安全点検の徹底の通知があったと思うが、これはどのように対処したか伺っておきます。

次に、敬老の日にあわせ、総務省が15日発表した人口推移によると、2013年の65歳以上の高齢者は、前年に比べ112万人増の3,186万人、総人口に占める割合は0.9パーセント増の25パーセントで、いずれも過去最高を更新した。第1次ベビーブームに生まれた団塊世代が、次々と65歳以上に達しているため、1,000人に1人が高齢者になったと発表しております。9月16日に開催された敬老のつどいについて、町長よりも65歳以上の方が藍住町でもたくさん増えたというような説明がありましたが、この敬老のつどい、毎年暑い日に開催され、参加された方々に長時間辛抱していただいておりますが、新町民体育館の建

設により空調が整備され、大勢の方が参加されたと思います。町内75歳以上のこの対象者は何人あったのか。また、そのうち何人参加されたのか伺っておきます。また、出席者には記念品を渡しておりますが、欠席者には渡していないと聞きました。国府町などは欠席者には民生委員さんに御協力をいただき、配っていると聞きます。本町においても今まで藍住町発展に寄与された方々に対して、対象者全員に配ってはどうか伺っておきます。

次に、町エネルギー政策について伺います。藍住町として町エネルギービジョン策定ができていますか伺っておきます。また、太陽光発電等の推進について伺います。東日本大震災から以降、原子力に頼らない政策が急務といわれております。以前より同僚議員の何人かから、度々、太陽光発電の推進について、町施設、学校への普及策や町民の住宅への太陽光発電の普及策について、早急に取り組むよう提言がありましたが、どうなりましたか。昨年の12月議会においては、太陽光発電の一般家庭への普及策については、現在国の補助制度がある。また、24年7月より再生可能エネルギー特別措置法による国定価格買取制度が始まった。これにより余剰電力については有利な条件で売電できるようになった。また、9月に完成した体育館にも太陽光パネルを設置したとのことであったが、この新町民体育館の太陽光パネル設置でどのくらいの電力があるか伺っておきます。

次に、町道・歩道・河川の管理について伺います。町道・歩道・正法寺川や前川などの雑草対策はどのようにしているか伺っておきます。

次に、勝瑞地区の水害対策について、台風17号から変わった温帯低気圧や前線の影響で、9月4日朝から降り続いた大雨は、徳島県内の広い範囲に浸水被害をもたらしました。徳島地方気象台によると1時間当たりの最大雨量は、上勝町旭で77ミリ、徳島市で67ミリと非常に激しい雨を観測しております。藍住町においてもこれぐらいの雨が降ったと思われれます。この雨の影響で、勝瑞地区、特に千間堀、南千間堀周辺道路が冠水。これは中学生の下校時と重なって、水がひざ下までくる中、自転車を押して下校する生徒がいるなど、非常に危険な状態がみられました。車もマフラー近くまで浸水、通行不能になったと聞きます。一方、正法寺川は12時頃がピークで、千鳥橋付近では道路まで後15センチぐらいの高さまで水が来ましたが、午後2時には急激に引きました。勝瑞地区、千間堀、南千間堀周辺道路は夜まで水が引かなかったという報告も聞いております。ポンプアップはされていた

か、また、ここにポンプは何台あるか伺っておきます。答弁により再問いたします。

小堀議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長

小川議員さんの町民体育館のオープン記念事業について、町民体育館の管理体制について、町民体育館の運営状況について御答弁をさせていただきます。

町民体育館の落成を記念して、先日の9月7日に、あいすむまの音楽会を開催いたしました。当日は雨の中にもかかわらず、730名の方の御来場をいただき、盛大なコンサートとなりました。アンケートの結果を見てみましても、来場者の9割近くは町民の方であり、皆さん声をそろえたように、生の演奏を聴くことができ、良かったとの御回答をいただきました。まず、音楽会に要した経費についての御質問であります。このコンサートは地域連携コンサートとして、本年度は吉野川市・板野町・藍住町の1市2町が開催いたしました。東京から、とくしま国民文化祭記念管弦楽団、通称：とくしま記念オーケストラを招へいして開催したものであり、指揮者を始めとする楽団員の方々等の出演料、徳島での滞在費用及び航空運賃やバス代等の交通費用、音楽会当日の会場設営費用等が主な経費であります。現段階では業者からの請求がそろっていないため、金額の確定をすることはできませんが、宝くじ推進事業団及び文化庁の助成金、並びに入場料があり、町の費用負担は200万円程度かと思えます。本事業は、助成金を受けて実施するため、入場料を徴することになっており、町民の方を無料で招待することはできませんでした。御理解をいただきたいと思えます。

もう一つのオープン記念事業としましては、来年の2月に日本バスケットボールリーグに参加している男子チームのバスケットボール大会を予定しております。

次に、オープン記念に多くの町民の方を無料で招待できるイベントの開催をとのことですが、一流の音楽家の演奏を鑑賞したり、プロのスポーツ選手の試合を観戦したりするのは、町民の皆様にも、たとえ一部とはいえ、ある程度の費用負担をしていただくのが、芸術振興の本来の姿だと思います。もちろん無料で御招待できる、お楽しみのイベントも併せて計画したいと考えております。

次に、管理体制について御答弁をさせていただきます。町民体育館に正規職員2名・臨時職員2名を配置し、社会体育関係の事務を全て行っております。職員は2交替制を取り入れ、8時30分から午後6時15分までの勤務体制といた

しました。また、午後6時から10時までの夜間の施設管理業務及びトレーニング室における指導業務、また、昼間における清掃業務につきましても、それぞれ業務委託をしています。今後につきましても、町民の方が利用しやすい、町民体育館の管理運営に努めていきたいと思っております。なお、月曜日の町民体育館の休館につきましては、施設管理等もろもろの事情により月曜日休館とさせていただきます。御理解をいただきたいと思っております。

次に、運営状況について御答弁をさせていただきたいと思っております。まず、町民体育館の貸出状況について、予約分も含めて申し上げたいと思っております。9月の前半は、あいすむまの音楽会や敬老のつどい等、町の行事があり、ほとんど貸出しをすることができませんでしたが、中旬以降及び10月分の予約状況を見てみますと、平日の利用につきましては利用時間にばらつきはあるものの、昼間の利用も含め、ほぼ毎日予約が入っております。しかしながら、夜間の利用に比べ、昼間はまだ余裕がありますので、今後は広報紙等を通じ、利用者増を図っていきたいと考えております。当初の目標であります全国大会規模の大会誘致についても、引き続き力を注いでまいりたいと思っております。

それと、先ほど小川議員さんの言われましたクーラー等の利用料でございますが、一応利用者負担、受益者負担という考えから有料とさせていただきますことを御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

小堀議長

吉田教育次長。

吉田教育次長

小川議員さんの質問の中で、子供の安全対策について答弁をさせていただきます。幼稚園・小学校・中学校の非構造部材の点検につきましては、学校施設において教育の場のみならず、非常災害時には地域住民の避難場所として位置付けられており、安全性の確保が求められております。本町の学校施設建物の耐震化について、御承知のように、昨年4月の藍住中学校新校舎のしゅん工と旧北校舎の解体により、耐震化率100パーセントに達しております。

一方、建物の構造体以外の天井材・照明器具・窓ガラス・設備機器・家具などの非構造部材におきましては、東日本大震災で被災が発生し、中には避難所として使用できなくなった事例もあり、建物に続く耐震化のポイントとして、改めて対策の重要性が指摘をされております。

昨年度、避難所となる小中学校の体育館について、落下・転倒により人的被害を

与えるおそれがある非構造部材の耐震点検を実施した結果、落下の可能性がある天井材、外装材、窓ガラスの亀裂やひび割れなどを確認し、また転倒の可能性がある家具なども見られました。家具の転倒防止などすぐ対応できるものもあり、そのようなものは実施済みですが、経年劣化による亀裂などは、雨漏りなどの補修を要する部分と併せて順次工事を行いたいと思いますので御理解のほどお願いいたします。

次に、通学路の安全対策について、通学路の交通安全対策については、教育委員会・学校・町道や県道の管理者・板野警察署の合同により、昨年度に緊急点検を実施しました。その結果、立しよ指導の強化や、道路の停止線や外側線などの補修・追加、水路の暗渠化など、それぞれが担当する分野でできるものから改善を行っております。本年度の取組としましては、昨年度同様、通学路に設置した啓発用ののぼり旗のうち、傷みが激しいものについて、より目立つデザインのものに取替えを行いました。また、本町では宅地化が進展する中で、緊急点検の後に、住宅の新築によって転入や住所変更した児童が、新たな道路を通学するようになったり、道路そのものに変更があったりして、通学路をめぐる状況が変化していることも予想されます。このため、今年度は2学期の開始までに各小学校で校区内通学路の点検と危険箇所の確認を実施いたしました。確認された危険箇所については、今後、昨年に引き続き、関係機関と連携して対策を講じたいと思います。

次に、集団登校についてでございますが、北、南、西小学校では、地方別に少人数の班を編制し、地域によっては幼稚園児も加わっての集団登校を実施しております。集団登校の効果として、交通事故や不審者などを避けやすくなるほか、転校してきたばかりの児童も安心して登校できたり、保護者がお互いの児童を把握する機会となって地域のつながりが強化されたり、学年の縦のつながりができ、より教育的効果も期待されます。

東小学校では、共稼ぎの増加で保護者による自動車での送り迎えが多くなり、班が編制しにくくなったため、保護者の要望により平成14年から集団登校をしていますが、安全を確保するために、立しよ箇所を増やすなどの対策をとっております。東小学校以外の小学校でも、保護者による自動車での送り迎えの増加や、児童の生活習慣の乱れなどにより、徐々に集団登校に参加しにくい児童が増えてきているものの、登校時の安全確保のため、引き続き集団登校の継続をお願いしたいと

思います。

続きまして、学校給食について、学校給食は子供たちが学校に楽しく健康に通う上で、極めて重要な役割を果たしていますが、県内他市町村で給食の中に金属片などが混入する事故が発生しております。9月に入っても、県西部で調理器具から外れたナットなどが混入する事故が発生しました。このような児童・生徒の身体に影響を及ぼしかねない異物の混入を防ぎ、安全安心な学校給食を提供するため、藍住町におきましては、「藍住町学校給食標準衛生管理マニュアル」に基づきまして、点検と対策を行っております。また、県西部等の事故が起こった後にも、県教委より、器具、また混入物の点検などの通知が来ており、各学校長、また、担当の栄養士、調理員にも周知徹底を行っております。

調理器具におきましては、日常の点検として、調理釜やスライサーなどの調理機器のネジ・ナットの外れがないこと、ザルなどの調理器具やタワシやブラシなどの洗浄用具に破損や異常がないこと、野菜などを洗うシンクなどの汚れや異物がないことなどの項目について、作業前、給食を出す前、洗浄片付け後の1日3回の点検を徹底しております。点検の結果は表に記録し、学校長と教育委員会が確認をしております。また、調理室の衛生を確保するとともに、このような毎日の点検とは別の目線から器具の故障や破損を発見するために、夏休みなどの長期休業を利用して専門業者による器具や調理室の各種点検も実施しております。今後も安全安心な学校給食を提供できるよう、教育委員会と各調理室、栄養士との連絡を密にし、衛生管理をより徹底して行いたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

小川議員の敬老の日についての質問に答弁いたします。敬老のつどいの対象者は、9月1日現在で75歳以上の方、約2,800人です。式典の案内状は、全員に郵送し、広報紙やエーアイテレビでもお知らせしております。式典の出席者は、例年700人から800人前後であります。今年度は900人余りの参加があり、出席者にはパンフレットと記念品をお渡ししております。記念品は、あくまで式典参加者への記念品として、当日の会場でのみでお渡ししているものでありまして、前日や後日においてはお渡しいたしていません。この方針を変更し、対象者全員の自宅へ記念品を送り届けることについては、現在のところ考えておりません。以上、答弁といたします。

小堀議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長

それでは私のほうから、小川議員さんの御質問のうち、町エネルギー政策について御答弁させていただいたと思います。

東日本大震災に伴い発生した原発事故を契機といたしまして、エネルギーの安定供給や、省エネルギー社会の実現が国民的課題となっており、本町におきましても太陽光、風力など環境負荷の少ない自然エネルギーの導入を加速し、エネルギーの地産地消や、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築を積極的に推進していくことが求められております。

本町において、現在御質問のエネルギービジョンは策定しておりません。しかしながら、第4次藍住町総合計画におけるまちづくり、特に環境面では「自然と共生するまちづくり」を理念として、地球温暖化対策やエネルギーの安定供給に配慮した地域や家庭での新エネルギー・省エネルギーの取組を推進してまいりました。そして、平成23年に従来のもを大幅に見直した地球温暖化対策実行計画を策定し、実施しているところでございます。また、平成24年には再生可能エネルギー導入計画を策定し、これをもとに補助金申請を行いまして、本年、中島揚水機場に太陽光発電設備を設置していただいております。能力が16.2キロワットでございます。

本町では、これらの計画に基づき、庁舎などの省エネルギーの推進、町全体での廃油の回収、外灯のLED化、福祉センター周辺の太陽光発電外灯の設置などを、行ってまいりました。御質問の新町民体育館における太陽光発電設備の能力につきましては、8キロワット、一般家庭でいいますと2軒分というふうに考えていただきたいと思います。これについて事務所の電灯がカバーできるものと考えております。

さらに、平成23年には小学生向けに「こどもエコチャレンジノート」を作成して、各小学校で授業の一環として利用していただいております。

今後は、更に町民の方への啓発を行うとともに、自然エネルギーについて調査・研究を行いまして、公共施設、特に災害時に地域の防災拠点となる施設への太陽光発電の導入や、自然エネルギービジョンの策定などにつきまして、財政状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

小川議員さんの町道・歩道・河川の管理について御答弁させていただきます。町道・歩道の除草につきましては、前回の6月議会でも答弁をいたしました。建設業協同組合に多く生えている箇所を適宜除草を行っております。正法寺川及び前川の除草につきましては、基本的に河川管理者であります徳島県にお願いしておりますが、正法寺川の奥野橋から千鳥橋の間の右岸の管理道路につきましては町道となっておりますので、町道の占用の条件といたしまして、町で除草、舗装を行っております。

勝瑞地区の水害対策として、千間堀下流に勝瑞排水機場・源九郎排水機場の2基がありまして、合わせて毎秒9トンの能力があり、問題の9月4日の大雨の時には2基とも降り始めから稼動をしておりましたので、御報告をいたします。

小堀議長

小川幸英君。

小川議員

答弁により再問いたします。最初の新町民体育館オープン記念事業、地域連携コンサート、説明をいただきましたが、これは1市2町での中での取組で、藍住町は他の補助とか会費とかで200万円の持ち出しだったという報告でした。来年の2月ですか、バスケットボールも誘致して、これもプロのバスケットボールを誘致するという、これも有料にするということでしたが、この新町民体育館の記念事業、町独自の事業っていうのがほとんど見られません。地域連携コンサートも1市2町の連携コンサートに乗ったと。やはりこれは、この大きな体育館、16億円もかけて造った体育館のオープン記念として、広く、この町民体育館は防災拠点にもなるというような説明がありましたが、町民にやっぱり知っていただく意義があると思うんです。多くの町民も何ができたんかと、知らない方も多いと思われませんが、やはりこの周知する意味でも、芸能とか歌謡ショーとか、50周年で西川きよし氏を呼んで講演会も行いました。ある程度、やはりお金もかけて町民の皆さんが喜んでいただくようなイベントを開催してほしいという声もありますが、再度伺っておきます。

先日は730人が入ったということですが、これ1階と2階入れて、大体そういう催物があった場合、何人ぐらい収容できるか伺っておきます。

先ほど、理事者から答弁いただきました。クーラーを無料にしろというようなことではありません。お金を出してでも暑いから1時間単位でしてほしいというよう

な町民の声であります。再度お答え願います。

続いて、集団登校について、東小学校の保護者の声で集団登校をやめたんだというような声がありました。これは先ほどの質問にもありましたが、当時の教育長は原則として集団登校をしていると、教育委員会が決めております。これを保護者が車の方が多からということ、この原則を崩すのかと。やっぱり集団登校の方が、町の方も子供たちとか、また保護者のためになるのではないかとということで、推奨していると思われます。今、東小学校の保護者の中にも早朝に勤めて行っているの、子供を送っていけないとか、そういう声がたくさんあります。これは是非、東小学校の保護者にアンケートを取って、保護者の声をもっと聞いていただきたいと思います。そういう考えはあるか伺っておきます。

次に、敬老のつどいについて、75歳以上の対象者が2,800人で、参加者は900人ということですが、この900人の中に民生委員の方も含まれているのか。民生委員の方がたくさん来られて、世話されていたと思いますが、それもお答え願います。この、先ほどの理事者の答弁では、式典が重視で式典に来られた方に記念品を渡しているという答弁がありましたが、やはりこれは国府町でも対象者全部に配っているように、やはりそういう対象者の方に、本当に元気で良かったねというような声が届けていただきたいと思うので、今後の参考に、テーマとしていただきたいと思います。

それと、私も参加させていただきました。その中で、本当に足が痛いのに病院の方からか、付添いで来られている方も何人かおりましたが、来られているのにほとんど笑いというものがなかったと思います。やっぱり笑いは健康になるというような教えもありますが、本当にいろいろな、例えば参加者が子供の頃に遊んだことを再現したり、皆の前でもちつきをしたりして、昔を思い出していただくとか、本当に敬老のつどいに参加、また来年もしたいというような楽しくなるような行事をもっと計画してはどうかと、式典重視でなく考えていただきたいと再度伺っておきます。

町エネルギー政策について、先ほど答弁いただきましたが、町のエネルギービジョンの策定はできていないということでありました。震災前のエネルギー政策を今も行っているというようなことでしたが、東日本大震災から2年余りがたちましたが、8月31日から9月1日にかけて、東京電力福島第一原発の地上タンクから、高

濃度汚染水が漏えいしました。外洋に直接つながる排水溝で、ベータ線を出す放射線物質が1リットル当たり2,200ベクレルの濃度が検出されたと発表しております。震災から2年たって、この原子力の驚異をまざまざと見せつけられ、この福島原発の廃炉作業を国民がもとより国際社会は注視しております。この報道を受けて、隣の国、韓国においては東北の農産物、海産物の輸入を停止するとの報道がされております。本町においても、原子力に頼らないエネルギービジョンを早急に立てるべきではないかと思うが、再度伺っておきます。

次に、太陽光発電等の推進について伺いましたが、大体前と同じで何年も前から同じ答弁です。23年の9月議会において、理事者の答弁として、町施設への太陽光発電等の設置については、今回の震災による電力不足、原発の問題など再生可能エネルギーが大きく注視されてきた。国においては8月26日に電気事業者による再生可能電気の調査に関する特別措置法、通称：再生可能エネルギー特別措置法が成立した。同25日には徳島県と本町を含む県内24市町村が、太陽光発電や風力発電、小水力発電などの普及促進と、情報を共有するために県市町村再生可能エネルギー連絡協議会を設立し、会合を開いたとあります。先ほども説明がありましたが、福祉センターや緑の広場周辺の9か所に太陽光発電による外灯を設置して、電力の削減とともに耐久性などのテストを行っているということで、先ほども今年度は中島用水のところに付けるということでありましたが、ますますこれはしていくべきではないかと、進めていくべきではないかと思えます。また、一般家庭の助成制度についてはお答えがありませんでした。これも、今後の方向や補助金額については近隣市町村と協議を行い、検討するとの前にも報告してありましたが、今後どのようにしていくのか伺っておきます。

勝瑞地区の水害対策については、ポンプアップされたということでありましたが、これはずっともう課題であります。先輩議員とかがいろいろ質問されておりますが、そのたびに図っていくとのことでありましたが、同じ、何もポンプアップされていないと同様ですね、夜まで水が引かなかったということで。以前の浚渫工事を県に働きかけていくという副町長のこれ、友竹副町長の答弁がありました。どのようにこれ、働きかけたのか。ポンプが増えたのかちょっと再度、友竹副町長に再問をしておきます。答弁により再再問いたします。

小堀議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長 小川議員さんの町民体育館の再問にお答えをさせていただきます。まず、町民体育館の開館におきまして、町民体育館を広く知っていただく意味でも何かオープン行事をしてはどうかとのことでございますが、町の関係各課とも協議をさせていただきながら、今後検討させていただきたいと思っております。なお、町民体育館の入場可能人数等でございますが、行事にもよるかと思っておりますが、1階につきましては1,000名程度は入場可能ではないかなと、2階につきましては500名程度、計1,500名程度の入場であれば可能ではないかと考えます。

次に、3点目のクーラーの無料化でございますが、先ほどお答えさせていただきました御答弁で御容赦いただきたいと思っております。以上でございます。

榎本社会教育課長 失礼をいたしました。町民体育館の利用料につきましては、現段階、1回の使用につきということで、一応決めさせていただいておりますので、現段階では1回の利用ということで御理解をいただきたいと思っております。申し訳ございません。

小堀議長 吉田教育次長。

吉田教育次長 集団登校につきまして、お答えさせていただきます。集団登校におきましては、交通事故や不審者などから児童生徒の身を守るために導入されており、実施に当たりましては、自治会・町内会の単位で保護者が主体となって立しょう等も行われております。東小学校におきましては、10年余り前から集団登校が実施されておりましたが、保護者、またPTAから実施要望があり、集団登校が可能な地区がありましたら、学校と保護者と連携しながら実施に向けた計画づくりを進めたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長 三木福祉課長。

三木福祉課長 小川議員さんの敬老の日についての再問について答弁いたします。敬老のつどいの出席者に民生委員さんが入っているかということについてですが、民生委員さんは招待者として招待いたしておりますので、先ほど申し上げた900人余りの参加者の中には入っておりません。

続きまして、式典でのアトラクションについての質問ですが、現在のところ小学校・中学校、御協力をいただきまして、毎年持ち回りによりまして、いろいろとアトラクションを実施していただいております。こういう形で進めておりますが、高



いと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。

江西議員、「議長、小川議員の質問の中で体育館の使用料、エアコンの使用料についてはやね、全員協議会の中であれだけ時間をかけて協議したんですよ。全員協議会で質問出たことについては、一般質問せんっていうことになっとんでしょ。体育館のエアコンの使用料については、時間を相当かけてやったんですよ。」との声あり

小堀議長 よろしいですか。

江西議員、「よろしいですかはいかんの違うん。注意せないかんの違うん。」との声あり

小堀議長 いや、その内容は分かったっていうことだろ。

以後、そういうことを再度質問にしないようにっていうことですね。

小堀議長 次に、11番議員・永瀆茂樹君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 永瀆茂樹君。

永瀆議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。理事者におかれましては明確な御答弁をお願いします。

9月1日の防災の日とは、1923年9月1日に発生し、10万人以上が犠牲になった関東大震災にちなんで制定された日であるといわれております。その大震災からちょうど90年を迎え、東日本大震災からは間もなく2年半となり、阪神大震災も遠い過去の出来事ではないと思います。繰り返し起きる大地震を止めることはできないが、被害を小さくすることはできます。震災の惨禍を風化させず、教訓に学びながら防げる被害を防ぎ、守れる命を守らなければならない。徳島県で心配されるのは南海トラフ巨大地震であります。

1、まずはじめに、地震が起きる前に気象庁が発表する緊急地震速報、防災無線点検についてであります。9月2日の新聞の記載内容では、気象庁が発表する緊急地震速報は徳島県内の公共施設、交通機関などで活用が進むが、速報を避難に結びつける態勢に不備が目立つ。徳島を含む34都道府県で誤って速報が出された8月8日、JR四国では列車を緊急停止させる信号が一部にしか発信されず、県の2施設でも速報が流れなかった。誤報であったものの利用者や県民への安全避難に課題を残しました。県では6月に行った速報対応訓練でも、県庁に設置している送信機

の一部が正常に動かなかったといわれ、吉野川庁舎でも放送設備が故障していたとのことでしたが、藍住町では再度防災無線も含め、見直し点検はできていたのか伺いたい。即、人命に関わることなので十分対処していただきたい。

2、次に、住宅耐震化、自治体の補助活用対策。耐震工法の開発として、補助事業を知らせる対策について。設計業者によると簡易な耐震化とリフォームを組み合わせた改修工事に対して、県と町が補助金を出す事業を活用したため、4割程度の出費で済んだとの一例もあります。リフォームに取り組まれた方のきっかけは、補助事業を知らせる町の広報だった。県建築指導課は、補助事業の認知度が上がってきたのではと分析しています。また、木造住宅の耐震化は南海地震による死者ゼロを目指すといわれ、県にとって大きな課題。耐震診断は受けても補助事業を活用して補強にまで至ったケースは1割にも満たないという実態であります。県はアンケート調査の結果などから、費用面がネックになっていると分析し、大がかりな工事もない安価な工法の開発を建築士会などに委託。開発された耐震障子を補助事業の対象としたといわれております。県内市町村も支援を拡充させ、13年度は7市町が改修やリフォームへの上乗せ補助金を新たに設けたり、耐震診断を無料にしたりして、木造住宅の南海地震による死者ゼロを目指している。そこで現在の町の耐震診断の進捗状況と、今後他町のように無料診断の対策を講じるなど、災害からの安全対策、対処していただきたい。

次に、地震・津波対策であります。地震・風水害などに日ごろからの備えとして、地域の実情をよく把握している各地区協の方、担当民生委員の方などで独居老人や高齢者の家にボランティアで家具の固定、転倒防止対策をお願いしていただきたい。地震の時、家具は凶器になります。室内の家具は倒さない、出さない、落とさない対策が重要であります。災害前の防備策として、固定金具は行政で支援していただきたい。

4、災害避難・救助対策。道路の拡幅であります。地震時の防災マップ、洪水、避難時のハザードマップ等の避難時には誰もが車で避難することもあると予測しなければなりません。そこで、道路が混雑して渋滞になります。そうした折、消防車、救急車も救助に行けない状態になると思われれますので、町内の道路状況をよく把握されている板野東部消防組合第2消防署の方々ともよく相談されて、道路の拡幅場所を検討していただきたい。ちなみに9月6日午前9時頃、板野東部消防組合第2

消防署へ行って所長さんとほか関係署員に内容説明しました。町民を災害から守るための安全対策、行政とよく相談されて連携で対処してくださいとお願いしてまいりました。災害時、非常事態が起きての対処より先手の対応であります。行政もよく場所の把握をされて、いつ起こるか分からない防災・災害に対処して、早期着工と計画を立てていただきたい。

5、竜巻、積乱雲（スーパーセル）の周知対策について、9月2日午後2時5分頃、埼玉県越谷市と千葉県野田市などで竜巻と見られる激しい突風があり、住宅の屋根が飛ばされたり、窓ガラスが割れたりして少なくとも64人が重軽傷を負った。建物の損壊は600棟を超えたといわれ、越谷市、松伏町、千葉県野田市と北東方面にほぼ一直線で約13.8キロに渡る地域に及んだといわれております。県は両市町に2日付で災害救助法を適用。両市町は地区センターなど計7か所に避難所を設置したとのこと。気象庁によると上空の寒気は平年だったものの、大気下層に温かく湿った空気が流れ込み、不安定な状態だった。強い竜巻をもたらすことが多い積乱雲（スーパーセル）が発生した可能性が高いと見ている。気象庁は2日、職員を現地に派遣。被害状況を詳しく調べた結果、800世帯で停電が続いた。エアコンや冷蔵庫が動かないまま住民は不安を抱え、2度目の夜を過ごした。高齢者が熱中症にならないかと心配とのことでありました。突風の強さは強いほうから4番目。F2で長さは19キロ。過去6番目とのことでありました。このような内容状況から、行政として、まず、防災無線で町民への周知と思われるが、いつ起こるか分からない竜巻に対しての心構え、また、耐震診断と竜巻などと、行政としてどのような対策を講じられるのか伺いたい。

6、災害避難場所の周知として、9月に健康ウォーキング対策。行政、各地区協ごとに民生委員、消防団OBの方などで避難場所の把握として、年1回災害予防健康ウォーキングの推進をしていただきたい。実施することにより、避難場所までの距離・時間・道路状況の把握として、危険箇所の点検もできますし、近隣の方々の親睦にもなり、一番に町民の健康保持にもつながります。推進対策を講じていただきたい。

7、防災あいずみ、危機管理室対策について。今、現実問題として、地震・台風豪雨・災害等の一番大切な相談の場所「危機管理室」が4月に設置に対して、町民がどこまで把握されているのか伺いたい。また、今日までの活動内容と今後どのよ



9、藍住町東中富県道横断危険事故防止多発の看板見直し対策。8月9日徳島新聞掲載。板野署は8日、死亡・重体事故が相次いで発生した東中富の県道徳島引田線の現場で、板野交通安全協会藍住分会の会員10人に事故について説明し、啓発活動へ協力を呼びかけました。6、7月に横断中の高齢者が車にはねられる事故が続き、4月にもやや離れた場所で死亡事故があり、県と板野署は7月末に「横断危険事故多発」と書いた看板を中央分離帯に設置しております。これです。分離帯、ずっと。直道のあの南側にずっとこういうのを設置しております、現在ね。これも設置しております。

〔永瀆議員、写真を提示する〕

永瀆議員 はっきりした内容看板ですが、昼間だけで夜は分かりません。二度と事故がないよう、また、夜でも分かるように看板の周囲に夜光塗料を塗ると、車の運転者が分かる危険事故多発の看板がありません。そこで、横断危険事故多発看板で運転者の視線が妨げることがないように高さの調整をして、事故多発減速看板の設置を講じていただきたい。徳島新聞掲載の後日、8月10日板野署交通課へ行って内容説明をし、また、先日9月9日板野交通安全協会役員会、板野署に出席して再度交通課課長さんをお願いをしましたので、行政としても県の方へ二度と事故が起こらないために早期依頼、着工していただきたい。答弁により再問いたします。以上です。

小堀議長 昼食のため、小休いたします。再開は午後1時ですのでよろしく願いいたします。

(時に午後0時04分)

小堀議長 小休前に遡り、会議を再開いたします。

(時に午後1時02分)

小堀議長 理事者は答弁をお願いいたします。

小堀議長 矢野総務課長。

矢野総務課長 それでは私のほうから、永瀆議員さんの御質問のうちの防災に関すること、それから交通安全につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目の緊急地震速報対策についてでございますが、本町の防災行政無線は、委託業者が定期的に保守点検を行っており、今のところ特に問題なく、正常に

作動しております。また、年に数回実施しております気象庁の導通試験においても正常に作動しているほか、本年4月13日の地震発生時、また誤報ではありましたが8月8日の緊急地震速報発表時においても、無線放送で放送もすることができております。今後につきましても、防災情報をお知らせする重要な役割を担っていることを十分に認識し、点検等を怠らず、正常に作動するよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、住宅の耐震化、自治体の補助というものでございますが、耐震化に関する補助事業は耐震診断、耐震改修支援事業、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業があります。耐震診断につきましても、昨年度までは昭和56年5月末着工分までの木造住宅が補助対象となっておりますが、今年度から補助対象年度が拡大され、補助対象になる着工が平成12年5月末以前となっております。診断費用につきましてもは3万3,000円ですが、補助により個人負担は3,000円となっております。現在、町職員1名と県から随時派遣されている耐震化指導員の2名が、旧耐震構造である昭和56年5月末以前に着工した木造住宅を中心に戸別訪問をし、事業の推進に当たっております。

また、耐震改修支援事業は、耐震診断の結果が一定の評点以下であった場合に、基礎や壁の補強、劣化箇所の取替工事などの耐震工事に対して、その費用の3分の2、上限額60万円を県と町で補助いたしております。住まいの安心・安全なリフォーム支援事業につきましても、耐震診断の結果が一定の評点以下であった場合に利用でき、部分的に耐震補強工事、簡易な耐震工事とリフォームを実施する際に工事費を補助する制度であります。これにつきましては、県が工事費用の2分の1、上限額40万円を補助しておりますが、藍住町もこれに協調補助として、13万3,000円を上限に補助をいたしております。

なお、これまでの状況は、耐震診断が277件、耐震改修が25件、住まいの安心・安全なリフォーム支援事業が5件となっております。耐震診断の無料化につきましてもは、他の制度でも個人負担があり、ある程度の御負担は必要であると考えております。

これらの補助事業に関しましては、毎年、広報あいずみやホームページ、エーアイテレビで紹介をしており、事業開始から既に9年目を迎えておりますので、補助の対象となっている方の認知度はある程度は高くなってきているのではないかとと思

われますが、今後も住民の皆さんへの周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地震・津波対策についてでございますが、家具転倒防止金具等の取付けに関して、町単独事業として補助制度を設けており、南海トラフの巨大地震等の発生時における負傷者を減少させるため、2分の1の補助を行っておりますが、本年4月に要綱を改正し、補助金額の上限を5,000円から1万5,000円に増額、また、補助対象者を拡大いたしております。高齢者だけの世帯、耐震診断を受けられた世帯などの一定の条件の世帯に補助を行っているところでございます。

各地区協の方や担当民生委員の方などが、ボランティアで取付けるということにつきましては、取付強度や家具についてのトラブルも考えられ、町からボランティアの依頼は行っておりません。なお、固定金具の購入については、この制度の対象となっております。取付費用の無償化を要望する御意見もありましたが、こちらにつきましても他の補助事業とのバランスを考え、無償化は難しいとの結論に達し、現在に至っておるところでございます。

続きまして、竜巻・積乱雲（スーパーセル）対策について御答弁させていただきます。竜巻やダウンバースト等の現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られておりますので、本町に発生することを事前に高い確率で予想したり、また、発生したことを防災無線で住民の皆さんにお知らせすることは非常に難しいと思われま。現在、竜巻やダウンバースト等の激しい突風の予報として、気象庁が竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等を発表しておりますが、おおむね県全体など広範囲での発表となっておりますので、発表されても発生に至らない場合がほとんどであります。こうしたことから、住民の皆さんもこれらの現象に対しての注意が十分でないと思われま。今後、竜巻等に関しての発生のメカニズムや発生時の対処方法等を、積極的に住民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

続きまして、災害避難場所の周知として健康ウォーキングということで御質問でございますが、御質問の避難場所の周知を兼ねての健康ウォーキングにつきましては、昨年から避難所となっている小中学校を訓練会場として、年2回のペースで防災避難訓練を実施しております。参加者は、自宅から避難所までを徒歩又は自転車で移動し、危険箇所や所要時間の確認を行っております。現在のところ、1会場当たりの住民の参加人数が、約200人から300人程度となっております。今後、

参加人数の増加に努め、避難所の周知を図りたいと考えているところです。

健康ウォーキングの実施については、健康維持にもつながりますので、関係機関や各地区での健康づくりとして実施いただければと思います。その中で、避難場所や避難路の確認、危険箇所の把握にもつながるよう、防災担当としても協力はしてまいりたいと考えております。

続きまして、危機管理対策室に関しての御質問でございますが、今年4月から、自然災害や様々な危機事象に対応するため、これまで総務課の一係としての防災担当から、総務課内に専属職員を配した危機管理室を設置いたしました。現在のところは、主に自然災害を中心とした防災対策を進めておるところでございます。本年度の取組といたしましては、定期的な防災情報の提供を目的とした「防災あいずみ」の発行、各種防災計画やハザードマップの見直しや策定、防災意識調査の実施、備蓄品等の購入、防災講座や訓練の実施、耐震診断や耐震改修、その他各種補助事業等の推進や見直しなどを行っております。

防災につきましては、町の費用の負担も大きいことから、地域の特性にあった合理的な取組が必要であると考えております。そのためには各施策の方向性を十分に検討する必要があり、分野ごとに各種事業の精査を行っております。現在のところ、2名の体制で進めておりますが、防災事業の専門性は高まりつつあると考えております。来年度以降は、県が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定をもとに、その対策を精力的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、最後に東中富・県道横断歩道危険事故多発の看板の見直しという御質問でございますが、この場所につきましては、県道であり道幅も広く、車のスピードも出ているところでもあります。死亡事故も発生をいたしたところでございます。このため、注意を促す看板が設置されておりますが、もっと良く見えるよう、また、走行する車の運転手にも注意を促す看板を設置するようにとのことですが、看板の設置により通行の支障にならないような配慮も必要です。この設置の趣旨、要望があったことは、警察署や県等へ伝えたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

永瀆議員さんの災害避難・救助対策として、道路の拡幅の早期着工計画について御答弁させていただきます。永瀆議員さん御指摘

のとおり、災害時の緊急車両の出動時に、転倒家屋・塀・看板・一般車両等が道路にはみ出すことが容易に予想できます。これの対策として道路の拡幅をとのことですが、日々緊急車両を運行されている板野東部消防組合第2消防署とも情報を共有しながら検討したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

榎本社会教育課長。

榎本社会教育課長 永瀆議員さんのラジオ体操・みんなの体操による健康増進について御答弁をさせていただきます。ラジオ体操は、子供から大人まで全国的に定着している運動です。体力の向上と健康の保持や増進を目的としています。誰でも手軽にできる上に、毎日続けることで、加齢や生活の偏り等が主な原因となる体のゆがみを取り除き、人間本来が持っている機能をもとの状態に戻し、維持する効果があるといわれております。また、みんなの体操は、年齢・性別・障がいの有無に関わりなく、体操ができるのを目的として作られた体操です。音楽に合わせて実演指導するNHKのテレビ番組でもあります。

永瀆議員さんも言われましたように、ラジオ体操の普及は、町民の健康増進に一定の役割を果たすものであると認識をしております。役場においても仕事前にラジオ体操を実施しています。また、数年前から緑の広場に、自動的に午前6時30分からラジオ体操の音楽が流れるよう放送設備も整備しました。現在では、約20名くらいの方が各地域から集まって来られ、毎朝ラジオ体操を行っております。

このようにラジオ体操は、世代を超えて高齢の方も手軽に取り組むことができますし、町民の方の健康増進にもつながりますので、是非広報あいずみに「テレビ体操」「みんなの体操」の放送時間を掲載し、ラジオ体操の普及に努めたいと思います。なお、巡回ラジオ体操については、今後申込先であります株式会社かんぼ生命保険、また、町体育協会等関係機関とも協議をさせていただき、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。以上でございます。

小堀議長

永瀆茂樹君。

永瀆議員

ただいまより再問いたします。まず、防災行政無線について、本町は委託業者が定期的に保守点検をしており、問題なく正常に作動している。今後についても防災情報の重要な役割を十分に認識して、正常に作動するよう点検を怠らず努めますとのことでした。命を守る一番の情報伝達、緊急地震速報。放送設備等に故障・トラブルが生じないよう十分配慮していただきたい。

以前にも質問いたしました。現在でも地域によってはスピーカーの向きが悪いのか、聞こえない地区があると聞いております。その後の対処を伺いたい。社会福祉協議会から各地区協に協力をさせていただき、防災無線の聞こえない地区の把握をしていただき、そして地震・台風・津波・竜巻・大雨等にと対策を講じていただきたい。

地震・津波対策について、独居老人や高齢者だけの世帯、耐震診断を受けた世帯等に本年4月に要綱を改正して、補助金金額を5,000円から1万5,000円に増額とのことでした。固定金具の購入は、この制度の対象になるともいわれました。取付強度や家具について、ボランティアで取付けることはトラブルも考えられるので、町からの依頼は行っておりませんとのことでした。独居老人や高齢者の家具転倒防止金具等の取付け、いつ起こるか分からない防災・安全対策、行政で方向性を見つけていただきたい。

4、避難・救助対策として、道路の拡幅・早期着工計画について、板野東部消防組合第2消防署と情報を共有しながら検討するとのことでしたが、防災・火災等に対して、あの時道路を拡幅していれば救急車・消防自動車を通れて、人命が救われたのに、火災が大事に至らなかったのにと後悔をしないためにも、町内の道路幅の把握をしていただき、早期対策を講じていただきたい。

5、竜巻・積乱雲（スーパーセル）対策。防災無線で町内への周知と、今後の課題、竜巻対処方法について、今後竜巻等に関しての発生のメカニズムや発生時の対処方法を積極的に住民の皆さんに周知したいと考えておりますとのこと、よろしく願いいたします。また、先ほどの竜巻の質問内容として、現在防災によく使われている耐震診断と、現在話題の竜巻との関わり方についてですが、竜巻の状況把握では、家の柱ごと持っていかれたのと、屋根のかわらだけで済んだなど、テレビで見た感じですが、土台を丈夫にするような耐震診断にしていれば、軽い被害で済むのではないかと、検討していただきたい。

7、防災あいずみ、危機管理室対策について。先ほどの答弁では今年4月から、自然災害や様々な危機事象に対応するため、総務課内に専属職員を配した危機管理室を設置したとのことでしたが、先日15日の18号台風での町内車道通行止め区域として、私も見回りに行きました。土地・地盤の低い所で、東部地区の地域の勝瑞地区等では、笠木東交番の警察官がパトロールで赤色灯を付けて、自動車



ことでした。

「藍住町民は元気」を合言葉として、先ほど提案いたしましたように、NHKテレビ「ラジオ体操」「みんなの体操」の放送時間帯を提示、広報あいずみ等に掲載され、町民の健康保持、防災避難準備対策にと推進していただきたいと思います。

以上で、私の再問を終わります。

小堀議長 大体答弁は先ほどされとるんで、よろしいですか。

永瀆議員 よく吟味して、よろしく申し上げます。それだけじゃ。

小堀議長 はい。分かりました。理事者、よろしく申し上げます。

小堀議長 それでは次に、3番議員・瀆眞吉君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 瀆眞吉君。

瀆議員 議長の許可を得ましたので、ただいまより私の一般質問を始めます。

徳島県は、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合の市町村別の被害を初めて試算し、7月の31日に公表しました。死者が最も多いのは徳島市の1万400人で、人口に占める死者の割合が最も多いのは美波町の31パーセント2,400人となっています。県全体の死者数は3万1,300人。しかし、防災・減災対策を進めると、死者は2,100名にまで減らせるとの軽減効果も示しております。死者を原因別に分けると、津波が86パーセントを占める2万6,900人。揺れによる家屋の倒壊などが3,900人。火災が470人、傾斜地の崩壊が30人となっています。

藍住町の死者は140名。皆様はこの数字をどう見られますか。私は1人の死者も、1人の人も失いたくないのであります。藍住町には使命があります。吉野川以北の川内、松茂、北島、鳴門の民を救う使命があります。その使命を果たすには、多くの人々が必要なのであります。人手が必要なのです。藍住町は減災対策に真剣に取り組めば、死者などは出ないのであります。藍住町の被害は、地震による直接的なものであります。しかし、津波による被害は藍住町の一部には発生しますが、

東部の沿岸地域と比較すると、軽微なものと推測されます。これらのことから初期段階に発生する火災の鎮火、倒壊家屋の被災者を救助することができれば、危険な段階を切り抜けることができます。しかし、それらの一連の防災において、初期段階では警察・消防・自衛隊による救援を期待することは難しいのであります。そして、藍住町は自らの復興のみならず、津波被害の過酷な沿岸地域の救援に当たる必要があります。その結果、救助・支援の主体は藍住町におかれ、重要な役割を担わなければなりません。

藍住町まで避難してこよう。津波に流されても決してあきらめてはならない。

「あなたは、我々には使命がある。多くの民を救わなければならない。と言われるが、我々は他の人々を救うような強い力などありません。自分たちが生きるのに精一杯で。」と言われるかも知れませんが、そうではありません。自らに使命があると自覚した時に強くなるのです。他の人々のために働こうとした時、強い力が沸いてくるのです。救援・支援をする者が強くなってどうするんですか。津波に流された、何もかも失った人々は誰を頼っていけばいいんですか。あなた方が強くなって救援をするのです。

防災担当者に質問します。現時点での減災はどうなっているのか。前回の質問時に示した防災対策、減災対策の状況について質問します。

次の質問に移ります。今の学徒は土日の休み、週5日制が当たり前。しかし、早ければ来春からは土曜日も授業を行う週6日制が始まることになるそうなのであります。前々回の一般質問で申し上げましたが、今年の2月、下村博文文部科学大臣が、公立学校の週6日制導入について具体的な検討に入ることを明言しました。その後、総合的学習、道徳や学校行事を土曜日に回し、平日の教科学習を充実させるために現段階まで検討されてきました。現在の体制は、前の旧学習指導要領の実施に合わせて2002年から完全週5日制が開始されましたが、なぜ今、週6日制の復活なのか。それは、東京23区内の私立高校では、多くが週6日制を実施しており、しっかりした勉強をするには週5日制だと難しい状況となっています。学習指導要領の改正で主要教科の時間数が増え、週5日制ではとてもこなせないというのが現場の実情であります。学校行事を減らして、あるいはいろいろなひずみが出て来ているのが現状であります。

教育長に質問します。藍住町においては週6日制の準備状況はどうなっているの

か、来年度の実施については現在どのような問題があるか質問します。答弁により再問をいたします。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは、濱議員さんの御質問のうち、防災関係につきまして御答弁をさせていただきます。先ほど濱議員さんの方からもお話がございましたが、徳島県が公表しました市町村別の被害想定では、藍住町は震度6強の揺れとなり、最大値で建物の全壊・焼失棟数2,100棟、死者140人、負傷者580人程度とされております。これらの被害は、揺れによるもの、液状化によるもの、津波によるもの、火災によるもの、また、家具類の転倒による人的被害によるものでございます。

藍住町といたしましては、まず藍住町民の生命と財産を守るために取り組んでまいらなければなりません。このため、防災計画や避難所の耐震化、住宅の耐震化、各地区ごとの避難訓練、防災講座、保存食や資機材の備蓄、通信機器整備、また、飲料水の確保などに努めておるところでございます。まだまだ十分ではありませんが、防災・減災対策を進めているところです。このことにつきましては、各市町村とも同じです。

もちろん、本町に被害がなく、あるいは少なく、他市町村で大きな被害があれば、支援や救援を行ってまいらなければならないことはいうまでもありません。立場が逆の場合も同じです。このため、災害時相互応援協定の締結も行っております。

続きまして、防災シナリオについてでございますが、巨大地震に見舞われた場合、まだ県から避難者数やライフライン被害想定が示されてはおりませんが、一例の想定の流れを申し上げます。各家庭では、地震発生直後は、まず自身の身を守る行動をとっていただき、家具類の転倒や落下物などに注意し、安全な場所へ避難、防災無線やテレビ、ラジオ等の情報に注意しながら、日ごろから準備しておいた貴重品や避難グッズ、避難袋を持ち出す、また、火災に備えて、電気のブレーカーやガスの元栓の確認など火の元の始末を行うこととなります。

次に、周辺の状態を確認しながら、近くの避難所へ安全に避難していただくこととなりますが、そのためには、日ごろから避難所の場所や経路、避難時間を把握しておく必要があります。

町としても、避難所の指定や周知、避難路の確保、避難施設の耐震化、避難所運

営の資機材などの確保、備蓄を行うこととしております。避難所の開設のため、職員を避難所へ派遣、避難所や救護所を設けるとともに、避難者の受付、要援護者や負傷、病気の方などの把握を行います。その中で、医師会の協力も得ながら、負傷の程度や状況により収容施設の選択、移送も行うこととなります。また、備蓄品や協定事業者からの調達物資、応援物資等の集配、避難者等への食料、飲料水などの配布を行うこととなります。炊き出しが必要な場合は、各学校の給食室調理場を使用することとなると思います。これらの進行と同時に、町内の被害の確認、要援護者や負傷者の救出などを行ってまいります。被害の確認、住民の避難完了とともに、上水道を始めとするライフラインの復旧、避難所運営や仮設住宅の建設などを行ってまいります。

減災に対する取組ですが、先ほども申しましたように、県から建物被害、人的被害の想定がされましたが、被害をなくす、被害を最少限にするよう取り組まなければなりません。具体的対策として、住宅の耐震化や家具類の転倒防止対策の周知や助成、各地区での防災講座や避難訓練の実施による避難場所や避難ルートの確認、要援護者台帳の整備、その他防災意識の向上を図っております。

避難等の周知のための通信体制としては、防災行政無線を整備しておりますが、場所や室内によっては聞こえにくいといった話もあり、防災ラジオや携帯電話のエリアメール、エーアイテレビの利用も進めております。

避難場所については、小学校、中学校、体育館などを指定しており、耐震化を図っております。また、ゆめタウンについても一時避難所として指定をいたしております。避難所等での非常食や毛布、発電機、簡易トイレといった資機材の備蓄、保管場所として防災倉庫も順次設置をしているところでございます。このほか、災害時の食料や資機材の調達のため、事業者との協定や医師会との救護所や避難所への医療救護派遣の協定などを行っております。

職員の体制については、通信訓練や非常招集訓練、避難所開設訓練なども定期的に行っており、災害対策本部組織体制により、担当の指定も行っております。また、ハザードマップを作成しておりますが、この見直しと防災マップの作成を進めており、でき次第に全戸に配布する予定であり、県の想定や防災計画の見直しに伴う本町の防災計画、避難所マニュアル、業務継続計画等の作成も進めております。まだまだ十分ではありませんが、防災・減災のため、引き続き取り組んでまいります。

よろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長

演議員さんの御質問に答弁申し上げます。文部科学省は公立学校の土曜授業復活を教育政策の一つとして位置付け、本格的な検討を始めています。ところが、実行に際しては課題も多く、文部科学省自身も頭を抱えているのが実情です。文部科学省が困っている点は、教職員の勤務体制です。

現在、教職員の土曜勤務は、特別に必要な場合に限定することにより、他の法令とのバランスを保っております。この土曜勤務を常態化しようとするれば、1週間の労働時間を40時間と規定している労働基準法第32条を始め、関係法令の改正を余儀なくされ、労働法制や公務員法制全体に関わる課題となります。文部科学省は、この点で頭を悩ませています。また、労働基準法等関係する法律や法令をそのままにして、土曜授業を実施しようとするれば、教員数を増やさなければならず、膨大な人件費増となり、新たな問題が生じます。

一方、教育現場から見た問題点としては、教員の多忙感を解消せずして、土曜授業を教職員に強要すれば、学校現場に大きな混乱と疲弊が生じる危険性が指摘されます。実は、文部科学省も当然ながら以上のような問題点を承知しています。

こういった問題点を解決するために、土曜授業を体験型授業や地域一体型の授業を中心にする事、そして、講師を地域住民や保護者をお願いすることを前提にした土曜授業を文部科学省は念頭においている点を、私たちは認識する必要があります。

地域住民による、あるいは保護者による土曜授業、これはこれで大変意義深い取組ですが、子供の安全管理や地域の人材確保といった課題も解決しなければなりません。また、講師についてもボランティアでお願いしたいところではありますが、限られた教室や単発的な期間だけで実施する分にはそれも可能でしょうが、教室の範囲を全範囲に広げ、恒常的に実施しようとするれば、ボランティア制度では限界があります。実施に際しては、講師謝金などのコスト負担といった課題も新たに生じます。

以上、土曜授業について、課題を申し上げました。子供たちの学ぶ機会を増やし、考える力を育成することはとても大切なことであり、土曜授業はその一つの手段だと思います。土曜授業を含め、子供たちの学ぶ機会を増やすことについては、課題

を一つ一つ解消させながら、拙速にならず、また悠長にもならず、長期的な視点を持って、しっかりと前向きに検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

濱眞吉君。

濱議員

防災対策につきましては、先ほどの総務課長の回答によりますと、小さなものまでよく考えられて、準備をしているということなのであります。準備物品とかですね、それから意識、そういう意識までも変えていきたいと、そういう考えでいいと思います。でも災害のですね、減災、減災についてはですね、まだまだ進んでない部分がたくさんあると思います。今後ですね、減災部分についても大きな方針を立ててですね、やってもらいたいと考えます。

大地震は待つてはくれません。危機は進んでいます。手をこまねいていると明日にも大地震に飲み込まれてしまうか分からないのであります。また、防災・減災対策につきましては、少し分かりにくいので分かりやすく時系列に沿って話をします。

まず、大地震において倒壊家屋内において生存していくための生き抜く知恵を各家庭に事前に知らせる必要があります。元電源を断とします。決して火を出してはなりません。また、倒れた家具の下敷きになってもなりません。家屋の下敷きになった場合は、高齢者・障がい者・子供たちが持っている笛を吹くのです。

消防団、役場職員及び有志は、初期の段階で藍住町の被害確認をすることになりますが、その巡回中に火災を発見したら初期消火に当たります。過去の例から、初期消火に失敗すると延焼を余儀なくされて、もう消火には行き着かないという事例がありました。その場合はそのまま捨てていきます。ただし、家屋の下敷きになった被災者を発見したならば、全力で救出に当たります。焼死者を出してはなりません。消防団、役場職員及び有志は、被害確認及び初期消火に成功したならば、笛を頼って家屋の下敷きになっている人々の救出に当たります。

後方支援基地として、各学校、体育館への受入人数等を把握して、避難所としての整備を見積ります。災害の野外病院として開業医をしている医師を集結して、治療所の開設、被災者の受入れの中心的な場所、指揮所となるのは藍住町町民体育館とします。重傷者を収容する場所は、藍住柔道場とします。継続治療の必要な者は、藍住中学校体育館、また被害の程度に応じて、藍住東中学校体育館に収容し、その人数の増加に併せて、各小学校に振り分けます。

炊き出しは藍住中学校の自転車置場とし、一括して食料を作成し、炊き出し、計画的に食料を配給します。また、事前に鳴門・松茂・北島・川内町の防災物品を津波に流されないように藍住町に移動し、津波以外で物品が流されない対策をします。

主要道路の復旧を早い段階で完了します。水道課は真水を確保し、真水の給水を始めます。自衛隊ヘリ発着場所を藍住中学校運動場とします。緊急医療が必要な患者は、防衛省と連絡を取り、ヘリで医療が可能な護衛艦に搬送します。

藍住町役場職員は、重要な役目がありますので、前回にも一般質問で申し上げましたが、簡単に負傷したり亡くならないように、きっと、きっと生き抜いて活躍していただきます。

このように藍住町は大きな使命があります。その作業内容は、初期の1週間から1か月、その現場にいる方々が処置しなければなりません。そして、新たに発生する作業目標に向かって、被害予想を立て、後手に回らないように対応します。

以上が対策の概要であります。総務課長は言われてまして、藍住町のみを重視しないかと、そういうふうに言われてましたが、実際災害になった場合は、この北島町・松茂・川内町・鳴門から、我々の意思とは別に多くの方が被災し、そして逃れてまいります。その方々を救うのはこの藍住町しかないのです。その現実の部分を考えて頑張っていたきたいと思うのであります。総務課長に質問しますが、藍住町町民体育館を中心とした事前訓練を計画し、実施していただけるようお願いいたします。見解を聞かせていただきたいと思っております。

次に、教育問題であります。大きな障害というのは37条の労働基準法、この時数がですね、非常に制限になるということ。それと教員の数が少ない、これを増やさないといけない、ボランティア、保護者を優先に利用して、それを補っていくというふうなことがいわれてますが、いろいろな問題はあるとは思いますが、週6日制につきましては、現政府の目指すものは世界のトップリーダーであります。学徒の学力も、それ相応の実力がなければ、そんなことは夢のまた夢となってしましましょう。つまり、学徒の学習能力もトップを目指さなくてはなりません。いろいろの問題があるかも知れませんが、しかし、それら一つ一つを解決して、一言言ってください。あなたが言うのであれば可能な限り努力をしてみましようというべきではありませんか。もし、現在の時点で、より成果が現象として現れているならば、それは何年前に成功の種を植えた人がいるからなんですとよくいわれます。今がその方

針を変える、将来の成功に備える時期ではありませんか。政府の教育政策も、世論としても盛り上がりがあるこの時期に、週6日制が進まない理由は。教育長に質問します。答弁により、再再問を行います。

小堀議長 理事者は簡素に御回答お願いいたします。

小堀議長 矢野総務課長。

矢野総務課長 それでは演議員さんの再問について御答弁をさせていただきます。災害時におけます職員の対応、こちらにつきましては、災害対策本部体制の分担により行うこととしておりますが、先ほども申しましたように被害の確認、避難誘導、避難所運営、食料や飲料水の確保と提供、負傷者や要援護者への対応、施設やインフラの確保と復旧、最低限の行政機能の維持などを行ってまいらなければなりません。しかし、大規模な災害では職員も被災するおそれがあり、限られた職員での体制になるかも分かりません。職員自身についても、日ごろから防災意識を持ち、防災・減災に努め、災害時に対応できるよう努めてまいります。

災害時の避難所については、できる限り避難距離の短いところにあり、収容能力があり、耐震のある施設に設ける必要があります、体育館や小中学校などを各地区の避難所としているところです。また、防災対策本部は行政の中核であり、国や県との通信機器、防災行政無線等を整備し、自家発電設備を持った役場庁舎としております。この度完成しました町民体育館は、避難所の中核施設として位置や施設の内容から、十分機能できる施設と考えます。炊き出しについては、各学校の給食調理場を充てるように検討いたしております。また、各避難所内に救護所を設けることとしております。しかし、人的問題もあり、災害時に負傷者を治療する場所、養生する指定場所を設けることは必要であると思っております。

救護物資の受入場所の確保も必要であり、これについては、今のところ中学校駐輪場等を検討しております。要援護者の収容施設の確保もあり、町内施設全体で考えなければなりません。施設の耐震化、今年度中にも出される避難者数やライフライン等の被害想定、防災計画の見直しなどと併せて検討してまいりたいと思っております。

また、負傷者対策や炊き出し、食料・飲料水の配布などの訓練、それから避難訓練、それから避難所運営訓練等につきましては、今後も計画、実施してまいりたいと思っております。町民体育館での訓練についても、内容等を検討し、実施をしてまいり

たいと思います。それとまず、これも先ほど申し上げましたが、藍住町での対策として、一番には藍住町民の生命、財産を守らなければなりません。このために現在、防災・減災対策に取り組んでおるところでございます。もちろん町外から避難して来られた方の対応についても考えていかなければなりません。このことにつきましては、検討、対策もまた考えてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長

演議員さんの再問について答弁申し上げます。

本年7月に下村博文文部科学大臣が、大分県の豊後高田市を訪れ、同市で取り組んでいる「学びの21世紀塾」という名称の土曜授業を視察されました。下村大臣は豊後高田市の土曜授業の取組を絶賛され、これをモデルに全国的に広めたいと語っておられます。ここで、豊後高田市の土曜授業の概要について、御説明したいと思います。次のような概要となっています。

土曜授業は、通常の授業とは別物と位置付けられており、授業時間数にはカウントされていない。児童・生徒の参加は、希望者による自由参加型となっている。児童・生徒の出席率は、現在、約50パーセントである。土曜授業の場所は、学校や公民館を活用しており、必ずしも学校だけではない。講師陣の構成は、現在、地域住民が約8割、現職の教員が約2割となっている。現職の教員を含め、講師陣には謝金を支払っている。正規の授業ではないので、教科書を先に進めることはできず、パソコンや地域文化といった体験型学習を中心に、教員による教科の復習も加味しながら実施されている。

以上のような概要となっております。世間でイメージしている通常の授業の延長線上の授業ではなく、ひと味違った内容となっております。土曜授業というよりも、むしろ土曜教室といった方が、実態に近いかと思われます。

さて、我田引水的発言に聞こえるかも知れませんが、私は校長時代、毎年、地域住民や教職員を講師とした夏休み各種教室を学校で開いておりました。また、教育長に就任してからも、教育委員会主催で同様の夏休み各種教室を毎年開いています。いずれも自由参加方式ですが、通常の授業とはひと味違った教室で、毎年、楽しみにしている子もいます。土曜教室のみならず、こういった夏休み教室のような方法もありますので、子供たちの学びの場の一層の充実、提供につきましては、多面的

かつ柔軟に考えていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

小堀議長

濱眞吉君。

濱議員

総務課長の防災対策、非常によくやっているという評価であります。今後とも頑張ってくださいね、藍住町を十分、意識を変えて、誰も亡くなることのないような藍住町にしていきたいと思えます。

それから、教育体制のことですが、これも土曜日の授業、現在の土曜日の授業、非常にいい傾向だと思います。下村大臣もこれを見たら、感嘆の声を出したのかも分かりません。しかしですね、本人はどうしても週6日制にしたいという意識を出していますので、難しいことはありまじょうが、そこをですね、何とかクリアして前向きに検討していただきたいと思えます。

これで、終わるんですけど、せっかく返ってきたので、最後まで言わせていただきたいと思えます。大震災ですが、できるだけ早く、答弁内容のとおり、実際の状況においた、実際の状況に近い訓練をする必要があります。大地震が発生した時、立ち上がって力強く叫んでください。藍住町の戦いが始まる。我々の戦いが始まった。多くの被災者が藍住町を目指して避難してきます。この方々を救わずしてどうするんですか。我々は倒れるわけにはいかないのであります。我々は南海トラフ大地震に負けてはなりません。我々には大きな使命があります。藍住町の住民は全員が力を合わせて、この困難な災害を乗り越え、必ず生き抜いて、知恵を出し合い、協力して、津波に流されて避難してくる人々を救援しなくてはならないのであります。心を一つにして災害と戦えば、たとえどのような大きな災害が襲ってこようとも、決して負けることはありません。そして、徳島の復興に貢献しなければなりません。どうか皆様方は使命があり、決して負けることがない強い力と勇気があります。東日本大震災において、報道機関を通じて、被災者の賞賛する声が全国につながりました。我々もまた、後の人々は、いつの日かその大震災を振り返って、藍住町民の活躍は見事であった。全員がすばらしかったということでありまじょう。前を向き、自分たちでできる準備を一步一步進めてまいりまじょう。以上で、私の一般質問を終わります。

(拍手あり)

小堀議長

はい。ありがとうございます。もう、いいですね。はい。

小堀議長 次に、2番議員・西岡恵子君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 西岡恵子君。

西岡議員 議長より許可を得ましたので、ただいまより一般質問をはじめます。担当者には明確な答弁をお願いをしておきます。

まず、教育事項より子供のネット依存について質問をいたします。この問題については、過去に子供たちを取り巻く情報化社会の中、パソコンのインターネットや携帯電話の普及における対応ということで質問をしたことがあります。その時の答弁は、学校への持込みは各校とも原則禁止、ただし保護者からの要望があると特別な理由がある場合は許可をしている。また学校現場において子供たちがトラブルに巻き込まれないように、いじめにつながらないように注意や指導をしているが、さらに教育委員会として学校現場に対し、機会あるごとに注意を促す、校長・園長会等で議論を交わしていくとのことでした。そして、このことは教育委員会においても重要視され、その後、藍住町の教育基本方針の努力目標の一つとして、携帯電話、インターネットでのトラブルを避けるために必要な知識を身につけるとともに情報モラルの向上を図ると掲げられているところです。教育委員会として学校への対応は十分してきているとは思いますが、子供たちを取り巻く情報化社会は、スマートフォン多機能携帯電話の普及で更に深刻化しているのは御承知のとおりです。以前はパソコンを通じてのインターネットだったのが、スマートフォンにより手軽にいつでもどこでもインターネットができることにより、中高生のネット依存が増加、厚生労働省研究班は本年2013年8月1日に、中高生のネット依存症は全国で51万8,000人と発表をしています。本町においてネット依存についての実態把握はどうなっていますか。質問をいたします。

次に福祉事項より2点質問をいたします。まず、介護保険法改正の検討について質問をします。現在は厚生労働省において2015年平成27年度を目指し、介護保険法改正の検討、特に介護サービスの負担増や特別養護老人ホームの入所基準の見直し、要介護3からの入所とし、比較的軽度の要介護1、2の高齢者は新規の入所制限すると入所基準が厳格化され、また、介護保険料の節減のため要支援者に対するサービスを保険から外し、市町村のサービスにゆだねるともなっているようです。昨日は、敬老の日、本町においても第37回藍住町敬老のつどいが新町民体育

館で開催されました。町長の挨拶の中、本年7月末現在65歳以上の人口は6,441人、高齢化率は18.8パーセント、前年同期と比べると1.2パーセントの上昇ということでした。若い町といわれている本町においても確実に高齢化が進んでおり、この度の介護保険改正の議論には関心が寄せられております。町として、現在検討されている介護保険改正への議論をどう捉えていますか、質問をいたします。

福祉事項の2点目、病児病後児保育についてお尋ねをいたします。藍住町のホームページ、また、今月の町広報において病児病後児保育「こどもの城」中止のお知らせと広報されていますが、状況はどうなっているのでしょうか。仕事を持っている保護者にとって病気の回復期又は回復期に至らない子供を預かってくれる場所として、大変助かっていたとの声を聞きますが、状況はいかがでしょうか。

続きまして、環境事項防災について質問をいたします。前段議員よりも防災についての質問は多々ありましたが、私は昨年度より実施されている防災訓練の状況についてお尋ねをいたします。平成24年の9月2日の藍住北小学校、同じく11月18日には藍住東中学校で、そして、本年5月26日は藍住東小学校、同8月18日は藍住西小学校と既に4か所防災訓練と藍住東小学校においては、津波避難訓練をも想定し実施されてきました。これまでの訓練地域の対象人数と参加人数、またその割合、その時に実施していたアンケートの集約、さらには後日訓練に参加していた人の中から無作為抽出で意見を求めていたようですが、どのような声が多かったのでしょうか。以上質問をいたします。答弁により再問させていただきます。

小堀議長 和田教育長。

和田教育長 西岡議員さんの御質問に答弁申し上げます。

藍住町の小中学校では、児童生徒が学校に携帯電話などを持込むことを禁止しています。携帯などに関するアンケートを個別に取ったことはありませんが、学校の先生方の感触では、小学校では高学年を中心に何割かの児童が、中学校では半数を超える生徒が携帯電話を保有しているようであります。さて、御指摘のとおり、携帯電話やスマートフォンの利用につきましては、光の部分と影の部分があります。特に子供の利用につきましては、リスクや心配な点も多く、保護者は携帯電話やスマートフォンには負の面があることをしっかり踏まえた上で、できるだけわが子には買い与えない、買い与える場合には、節度ある使用となるよう、親としての確認

作業を怠らないことが求められます。本年9月7日付けで内閣府が発表した「子供の安全に関する世論調査」でも、子供がスマートフォンを利用することに「不安を感じる」と回答した人が、71.9パーセントに上ったことが報じられていました。不安を感じる理由としては、ウェブサイトの利用により、他者とのトラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性がある。好ましくない情報を子供が閲覧する危険性がある。子供がインターネットなどを利用する時間が長時間になるなどが挙げられていました。子供たちをネット社会の負の部分から守る方法として、町内の各小中学校とも情報モラル教育を実践したり、外部の専門家や識者を学校にお招きして説明会を開くなど、子供たちに情報モラルの大切さやインターネットなどの危険性についての啓発活動を行っております。また、中学校への入学説明会では、対象学年の保護者全員が集まりますので、そのような機会を捉えて、保護者向けにインターネットなどの危険性とその対策について、学校ごとに説明会を開いています。教育委員会としましても、教育委員会だよりなどを通じて、保護者へ注意を喚起するとともに、警察など関係諸機関との連携も怠らないようにしています。今後とも、学校、家庭、教育委員会、関係諸機関でしっかり連携しながら、ネット社会の負の面から、子供たちを守っていきたいと考えています。以上答弁とさせていただきます。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長

西岡議員さんの御質問の中で、介護保険法改正について、御答弁させていただきます。

政府は、社会保障制度改革国民会議の報告を受け、介護保険など社会保障制度全体の改革の手順や実施時期などを記した、「プログラム法案」の要綱を8月21日に閣議決定しました。仮に法改正になれば厚生労働省の方針では、介護度が低い「要支援1・2」の高齢者向けサービスは、平成29年度中に市町村事業へ移行することになります。

また、現行の枠組みを続けた場合、今後の高齢者の増加に伴い予防給付費が年5パーセント以上増加する見込みであることから、全国一律のサービスをやめて、市町村独自の効率的な事業を実施することとしています。昨年度の本町の実績では「要支援1・2」の対象者は約190名、予防給付費は約9,600万円となっています。厚生労働省は、市町村事業の財源は介護保険制度の中で対応する。自治体ごとに事業費の上限を定めることとしています。このため、同様のサービスを提供した

上で、現行の個人負担の割合を維持するには、要支援者数をできるだけ増やさない必要があります。高齢者を要支援者に移行させない具体的な施策として、介護予防事業の中で実施している脳の健康教室や運動教室、社会福祉協議会に委託しているいきいきサロンなどを更に充実させる必要があると考えています。また、平成27年度から、特別養護老人ホームの入所は原則「要介護3」以上に入所基準を厳格化することも示されています。実施された場合「要介護1・2」の方には、訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスを効率的に利用し、在宅での生活を継続していただきたいと考えています。

また、認知症が原因で在宅が無理なときには、グループホームへの入所で対応したいと考えています。以上御答弁とさせていただきます。

小堀議長

三木福祉課長。

三木福祉課長

西岡議員の病児病後児保育の質問に答弁いたします。

病児病後児保育事業については、約20年にわたり、医療法人和泉会水井医院の御理解、御協力のもと「こどもの城」の名称で、板野町、北島町その後には松茂町が加わり共同で実施してきました。水井医院の休診に伴い「こどもの城」も同時に休止となり「こどもの城」の利用者には御迷惑をおかけしております。休止については、ホームページと広報あいずみでお知らせしているところですが、事業再開は困難であると判断し、やむを得ず事業を中止させていただくことにいたしました。今後の方針としましては、新たに事業を実施していただける事業者と交渉を進めていきたいと考えておりますが、病児病後児保育事業の委託事業者については、施設の基準や人的配置基準を満たす必要があるため、契約に至るまでは相当の時間を要するものと思われ、平成24年度の利用実績は、4町併せて延べ454人となっており、事業中止の影響は大きいものと思われ、利用者には大変御迷惑をおかけすることになりますが、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。以上答弁といたします。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは私のほうから、防災訓練の状況につきまして御答弁させていただきます。

昨年度から避難所である小中学校ごとに、年2回のペースで住民参加の防災避難

訓練を実施いたしております。昨年度は北小学校と東中学校、また、今年度につきましては、東小学校と西小学校で開催をいたしました。来年度につきましては、南小学校と藍住中学校での開催を予定をいたしております。この防災避難訓練は、大規模災害時における住民の皆さんの初動や避難方法等の確認を目的として実施をいたしております。訓練会場では水消火器を使用した消火訓練、洪水や津波を想定した浸水歩行体験、また、耐震相談コーナーや心肺蘇生法の講習など、様々な訓練や体験コーナーを設け、災害についての知識を学び、防災意識を高めていただいております。この訓練の人口、それから参加者数、それから参加率でございますが、人口につきましては推計人口ということで、この訓練の対象地域に全戸に案内を配布いたしております。その戸数に町の平均世帯員をかけた数字を100人単位でまるめたものでございます。それで申し上げますと北小学校が4,900人で225人の参加、東中学校で3,400人で225人、東小学校で4,400人で331人、西小学校で6,900人で204人となっております。訓練対象世帯の住民数に対する参加住民数の参加率で申し上げますとおおむねでございますが、北小学校で5パーセント、東中学校で7パーセント、東小学校で8パーセント、西小学校で3パーセントであったと推測いたしております。また、参加者の皆さんに訓練の内容について、アンケート調査を実施いたしております。この調査結果は訓練の反省点や次回訓練時の見直し点などの参考とさせていただきます。それで、西小学校の調査結果では、訓練に参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と回答いただいた方が、約93パーセントとほとんどを占めております。また次回の訓練にも「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した方につきましても同じく93パーセントでありました。最後にアンケートということで自由意見をいただいております。それで、いろいろな意見それから感想をいただいておりますが、その中で多いのがもっと防災の情報を出してほしい。それとこれからも防災訓練を実施してほしい。それと参加者が少ないと思う。もっと多くの人に参加できるようにする必要があるというような内容の意見だったと思います。この傾向につきましては、東小学校でも同様でありました。調査結果から訓練に参加していただいた方については、おおむね満足していただいているのではないかと感じております。以上答弁とさせていただきます。

小堀議長

西岡恵子君。

西岡議員

答弁をいただきましたので、再問をいたします。

まず、教育事項のネット依存についてでございますが、教育長も今答弁をくださったとおり、内閣府が行った「子どもの安全に関する世論調査」では、不安を感じていると回答した人が71.9パーセントということであります。また、その理由としても他者とのトラブルや犯罪に巻き込まれるおそれが高くなるということが72.4パーセントで最多。子供に悪影響を与える情報を閲覧するおそれが高くなる、インターネットを利用する時間が長くなるおそれが高くなるとネット利用に対する懸念が上位を占めているということでございます。教育委員会に対して教育委員会では、入学説明会でインターネットについてのこの部分等について、保護者にも説明をしている。ネットから子供たちを守る対策もとっていくとのことでしたが、アンケートはとってないけれども現在の携帯の保有率、小学校高学年あるいは中学校で半数という数字を見ましても、やはりネット依存が高くなる傾向と思われるところでございます。先ほどの内閣府の調査においても、政府への要望として有害サイトへの規制強化が62.1パーセント、インターネット利用に関する教育の充実が50.5パーセントで教育の必要性を望んでいる声が高いと感じております。ネット依存はインターネットについて、詳しく知らないことが依存症になる原因の一つでもあるともいわれ、また、周囲の人が早期に気づかないことにより悪化するともいわれております。依存を続けることにより、依存症になり、身体面、精神面、学業にも支障を来すこととなります。そのことが低年齢化しているということも危惧するところであります。与える保護者の責任も問われるところでございますが、学校や家庭と更に連携して早急に負の部分からの子供たちを守る対策を立てなければと考えますが教育委員会として、今後更にこのことに関して、高めて取り組んでいただきたいということを質問をしておきます。

次に介護保険について、再問をいたします。介護保険は、御答弁のとおり社会保障の改革の中で進められているということでございます。平成29年に移行をし、市町村独自の事業を取り組んで行く必要があるということも先ほど御答弁を言われました。そのとおりでございます。今回の法改正は、介護保険制度の維持のために給付額を抑制するのが目的で、先ほども述べましたが、要するに介護保険料の節減のために要介護1、2の高齢者は在宅へ戻ってもらい生活支援を行う。要支援者に対する支援サービスは介護保険から外し、市町村のサービスにゆだねられ、市町村

民税で費用を賄うことになる。介護保険としては節減できますが、町税の投入となり、自治体の負担が増加するのではないかと考えられます。これを減らすためには、サービスを地域住民のボランティアで分担する方法、安心して暮らせるまちづくりもつながるのではないのでしょうか。町はこれまでも食生活の改善には、保健栄養推進員。また、認知症への理解のためには、認知症サポーター、ほかのボランティア育成をしております。地域の中で安心して暮らすためには、支える人、支えられる人ともに相互間の生きがいとしてのボランティアの養成が必要と考えます。その取組についてはいかがでしょうか。

福祉事項の2点目、病児病後児保育についてですが、水井先生のところの休診に伴い事業再開は困難との御答弁をいただきました。平成24年では、454人の利用者がいたということで、本当に助かっていた事業だと確信をしております。何とか、他の事業所を見つけていただく。そして、藍住町としては子供支援を大きくうたっております。そのためにも是非に協力してくださる先生、あるいは事業所等を探していただきたいと思っております。お願いをしておきます。

環境事項の防災について、お答えいただきました。北小学校での防災訓練の参加率5パーセント、北小学校で5パーセント、東中学校では7パーセント、東小学校で8パーセント、西小学校においては3パーセントと、南海トラフが新聞等でこれだけ騒がれております中、非常に対象人数に対して参加者が少ないのではと思っております。これまでの訓練参加人数に対して、それぞれ分析し、その分析した内容を次の訓練場所に移行して来たと思っておりますが、行政として住民に対し必要以上に危機意識をあおるといのもなんですが、これまでの経緯を踏まえ更に充実さす必要があると考えますがいかがでしょうか。以上再問をいたします。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長

西岡議員さんの再問に対して、答弁申し上げます。

す。

今後とも情報モラルの大切さ情報社会の危険性については、児童生徒に対して一層の啓発活動を推進してまいりたいと考えます。また、保護者の理解と協力、並びに家庭、学校、地域社会そして関係諸機関との連携も一層深めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

小堀議長

森健康推進課長。

森健康推進課長  
ついてお答えします。

西岡議員さんの再問の中で、介護保険法改正に

介護予防や要支援者に対するボランティア活動の現状につきましては、藍住町食生活改善推進協議会「藍愛グループ」が、健康体操の普及や栄養改善活動などを通じて、高齢者の介護予防に取り組まれています。また、平成21年度から認知症サポーター養成講座を開催しており、平成24年度末で約500名の方が受講されました。受講者の皆さん個人の活動にはなりますが、認知症を理解した上で地域での見守りや手助けをしていただいています。将来的には、社会福祉協議会と協力しながら、こういった団体や個人を組織し、地域で見守りや手助けができればと考えていますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上御答弁とさせていただきます。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは西岡議員さんの御質問の防災訓練の再問について御答弁させていただきます。

この訓練につきましては、町広報紙、町ホームページ、エーアイテレビなどの周知のほか、訓練会場の生徒や対象地域の全世帯を対象にリーフレットを配付いたしております。しかしながら参加率は依然低い状況にあります。まず住民の方の防災意識を高めるということが必要だろうと考えます。今後もこうした訓練を順次実施をしてみたいと思いますが、いただいた御意見、アンケート結果等参考にするとともに、様々な機会を捉えまして周知、防災意識向上を図ってみたいと思います。それで避難訓練の参加率も向上させていくということで努めてみたいと思います。また、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上答弁とさせていただきます。

小堀議長

西岡恵子君。

西岡議員

御答弁をいただきました。教育長さんも言われておりますように、ネットの社会は私たちが考えている以上に進むのが早いです。子供たちは、今の情報化社会にすごく適応が早いです。親が知識を持ってストップさすってということは、非常にかなり高度な勉強、あるいは情報化社会の中で自分がかなり先読みをしていかないと、家庭においてはなかなか止めることはできない。最初は安易に今与えたとします。中学校の子供たちが半数持っているということで。

それに対しての親の頭脳がついて行ってないのが現状ではないでしょうか。このインターネットっていうのは子供から大人までのめり込んでしまう、魅力、情報、楽しさの仕掛けがたくさんあるということです。現実には前は中高生だったのが、今は藍住においても先ほど言われましたように、小学校においても、もう既にそういうふうな携帯の保有率が上がってきているっていうことでございます。このシャワーのような情報化社会のこの現状を幼い頃より、やはり的確な正しい知識、情報化教育が本当に必要と考えます。先ほども言いましたが、依存から依存症になって生活が乱れて行く、友達関係も崩れ人間も幼くして崩れていくっていう現状も聞いております。是非に日ごろの勉強に加えこれから生きていく情報化社会の入口において、正しい知識を子供たちに、どうか指導していくっていうことを教育委員会を先頭に藍住町で進めていただきたいっていうことを重ねてお願いをしておきます。

それから、介護保険においては、従来のボランティア活動に加えてやはり、このお隣さん、支える人、支えられる人、地域コミュニティが失われているといわれている藍住町において、福祉の町藍住町を復活させるためにも、これをいい機会と捉えて是非前向きな施策をとっていただきたいと思います。昨日の敬老のつどいの出席者代表の挨拶においても住みなれた地域で暮らせる幸せ、そして、福祉の町としての発展を望むとの声があったように思います。国の動向を注視しながら福祉の町にふさわしい介護施策の取組をお願いをしておきます。

それから、病後児保育については本当に残念です。水井先生が20年の永きにわたって、子供たち、また保護者を支えていただけたことは、大変ありがたいと思っております。なかなか代わりの事業所を見つけるっていうことは困難かも知れませんが、是非に合同の事業でもありますので、北島や松茂、藍住等のところをあたり早急に子育て支援事業として取り組んでいただきたいをお願いをしておきます。

防災については、これから防災意識を高めるようにということでございました。参加した方々は意識が高くて多分何とかしなければという意識がありますが、前段の議員も言われておりましたように全体の意識が上がらないと、もし何かがあった場合非常に困難を来します。少しでも少しでも町全体としての防災の意識に近づいてくださるようこれからも参加者の啓発に努めていただきたいをお願いをいたしておきます。以上私の質問を終わります。

小堀議長

お諮りいたします。日程では、本日の一般質問

者は5名としておりましたが、議事の都合により、引き続いて一般質問を続けたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議がありませんので一般質問を続けますが、ここで小休いたします。再開は、15時といたします。

(時に午後2時40分)

小堀議長 小休前に遡り、会議を再開いたします。

(時に午後3時02分)

小堀議長 次に、8番議員・古川義夫君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 古川義夫君。

古川議員 議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず最初に公共施設の耐震化について伺います。緑の広場周辺に昭和47年度事業で建築をされた福祉センター、町民会館、勤労青少年ホーム等不特定多数の者が出入りする公共施設も40数年が経過し、老朽化が著しく進んでいることについて理事者の皆さんは御承知のことと思います。今申し上げた施設については、現在の耐震基準を満たしていない施設であります。今後30年以内に60パーセント以上の確率で発生するとされている南海・東南海地震は、藍住町においても震度7の揺れが起こるであろうと予想されており、発生確率が年々高まりを見せている中で、さらなる防災対策の充実を図る必要があると思います。そこで前段申し上げた公共施設の耐震化についてどのような認識を持って取り組もうとされているのか、お伺いをいたします。

次に排水路対策の進捗状況について、お伺いをいたします。平成23年3月議会で担当課長は23年度に全町を対象に排水に関する基本構想を構築し、概略の設計を行い、これをもとに今後の排水路の改良計画を樹立したいと答弁をされております。また、9月議会では既存排水路の能力等の検証、及び排水路の全体構想を策定するため、7月にコンサルタントへ業務委託をしていると答弁をされています。そこで、排水路の能力等の検証及び排水路の全体構想はどこまで進んでいるのか、進捗状況についてお伺いをいたします。答弁により再問をいたします。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは私のほうから公共施設の耐震化につきまして御答弁をさせていただきます。

公共施設の耐震化につきましては、これまで学校施設を重点的に進めてまいりましたが、昭和56年以前の旧耐震基準によって建設された学校施設の耐震対策はほぼ終了いたしました。古川議員さんが言われましたように、緑の広場周辺の施設につきましては、古いものは40年を超えるものもあり、老朽化しております。これら施設の耐震化を図る必要がありますが、福祉センターや町民会館、青少年ホームなどについては、耐震化や改修を行うにも多額の費用が必要となり取壊しをし、必要な施設について建て替える必要があると考えます。必要な施設の検討、また、個々の施設とするか、一体的な施設とするか、大きな事業費を伴うことから財政状況も照らしながら、時期も含め検討してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

小堀議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

古川議員さんの排水路対策の進捗状況ということで、既存排水路の能力等の検証及び排水路の全体構想を策定するためにコンサルタントに業務委託している全体構想の進捗状況ということで、答弁させていただきます。

平成24年度においては、平成23年度に実施をいたしました基礎調査に基づきまして、内水排除の方策を雨水全体計画として策定しています。千間堀、本村川、旧吉野川、正法寺川、前川の5つの排水区域として、1,114.1ヘクタールに28の管渠ルートで能力評価をしています。この全体計画を事業費ベースで考えた場合、膨大な事業費となり、実施するとしても数十年もかかることが明らかで、財政的にも難しい選択になると思われまます。

しかしながら、優先順位の第1位として、台風や大雨が来るたび冠水しているジェイテクト前の対策として、東側県道歩道部分に排水のための、暗渠を敷設する計画で24年度に設計をいたしました。NTTの地下ケーブルがあり、これの移転に膨大な費用が必要で、現実的ではなく、その代わりに高速道路の北側側道の排水路を利用して、前川に放流する計画を現在検討中でありまます。

今後も、冠水被害対策の優先順位を考慮し、年次的に予算計上し、取り組んでま

いりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

小堀議長

古川義夫君。

古川議員

答弁をいただきましたので、再問をいたしたい  
と思います。

まず公共施設の耐震化についてですが、老朽化が著しい建物については耐震強化を図らずに今後建て替え等の検討をされると答弁をいただきました。現在の状況を見るにつけて、早晚建て替えが必要になってくると思います。今ある施設については、これまでどおりの使用許可をするのか。その点お伺いしときたいと思います。そして、使用許可をして使用中に震災等の事象が発生をした場合、安全ゾーンに避難誘導が必要になります。その場合どこを安全ゾーンと考えているのかお答えをいただきたいと思います。それと、現在の耐震基準を満たしていない施設の利用について、他の施設での利用は考えられないか伺っておきます。

次に排水対策について伺います。排水路対策について、担当課において真剣に取り組んできたことと思います。しかし、いまひとつ取組の姿勢が伝わってきません。平成23年の7月にコンサルタントへの業務委託をし、24年の2月には業務委託を終えて全体構想も策定され、1年7か月になりますが、議会に対して何にも示されていませんが、いつ説明をしようと考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。それと全体構想に基づく事業計画について伺います。以上で再問を終わります。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

公共施設の耐震化につきまして、再問の御答弁  
させていただきます。

先ほどにも申しましたように、福祉センターや町民会館をはじめ、緑の広場周辺施設には建築年度が古く老朽化してきており、取壊しや建て替えの必要があると考えております。しかし、この建て替え事業には、多額の事業費となることから、資金調達など財政とも照らし、時期や整備方法を検討してまいることとなります。地震等の災害時の対策、主に避難対策になりますが、それぞれの施設の職員、利用者の身を守る対策としまして、キャビネットや棚など倒れる危険のあるものの転倒防止対策、落下物対策、危険箇所の確認や避難路の確保、それから避難訓練等も行っていきたいと考えます。なお、特に危険と思われるような場所、部屋などがあれ

ば使用中止も考えてまいります。それで、他の施設の利用ということでございますが全てを移転するということになりましたら施設も不足が考えられます。できるものについては、検討してまいりたいと思います。また、周辺施設での避難所のエリアについてでございますが、この周辺の公共施設多くありますが、耐震のある認定避難場所といたしましては、藍住中学校、それからこの度完成をいたしました町民体育館があります。大規模な災害等の避難誘導につきましては、こちらのほうへと考えております。以上答弁とさせていただきます。失礼いたします。

小堀議長 吉田建設課長。

吉田建設課長 古川議員さんの御指摘のとおり、平成23年度で基礎調査を行い24年度で雨水全体計画を策定しておりますが、議会に対する報告、説明ができていませんでしたので、早急に時期を選んで、建設産業常任委員会、あるいは全員協議会で御報告をしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。また、箇所等につきましては、9月の4日あるいは9月15日相次いで冠水道路の通行止め等、直近の情報も持っておりますので、検討しながら進めてまいりたいと思います。よろしく御理解をいただきたいと思います。

小堀議長 古川義夫君。

古川議員 最後に排水路対策については、町民の不安を払拭するために積極的な取り組みをされることを要望し、質問を終わりたいと思います。

小堀議長 次に、6番議員・西川良夫君の一般質問を許可いたします。

小堀議長 西川良夫君。

西川議員 議長より許可がありましたので、これから一般質問を行います。

まず、公有財産の管理について、公有財産の売却、処分、不要品の処理についてはどのようにしておられますかお尋ねします。

続いて教育行政について、子供たちの健全育成についてお尋ねしたいと思っております。今、国を挙げてのがん撲滅について取り組んでおりますが、がん教育の推進については、学校の教育ではどのようにされておりますか、されていないかいるかお尋ねしたいと思っております。

それから2番目に学習意欲の向上、多様な能力を引き出すといわれるタブレット端末を活用しての授業について注目されておりますが、これについての認識をお尋ねしたいと思います。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは西川議員さんの御質問のうちの公有財産の管理につきまして、答弁をさせていただきます。

公有財産の売却、処分、また、不要品の処理についてでございますが、昨年、元藍住町共同作業所を売却いたしております。この売却につきましては一般競争入札で行っており、条件として町内に事業所がある、又は町内の方であり、町税の滞納がないこと、その他財務規則等に抵触しないこととし、告示や町広報、ホームページなどへ掲載し、募集を行い売却予定価格は鑑定評価により設定をいたしております。

また、本年度から建設直営業務を藍住町建設業共同組合に委託を行っておりますが、これまで直営業務で使用しておりました備品等について、町が引き続き使用を見込んでおりますものを除き同共同組合に売払いを行っております。売払い先を共同組合とした理由としましては、直営業務を円滑に移行することができるようにとの判断によるものであります。売払いの備品の内訳といたしましては、公用車7台、バックホー1台、プレートコンパクターなどの機械器具のほかキャビネットや机などが含まれており、売払い金額は761万9,850円となっております。売払い額の大半を占めておりますのが、高圧洗浄車、バキュームダンパー、ダンプカーなどの公用車であります。売払価格の算定に当たりましては、車両の換金価格を客観的に判断するため、専門業者の一般社団法人・日本自動車査定協会に依頼し、査定を行っております。

また、査定は平成24年8月と平成25年2月の2回行っており、平成25年2月の査定評価額を持って売払額としております。なお、公用車の名義変更手続等につきましては、同共同組合の負担により行っております。その他、町の備品関係については、故障や老朽化により買換えを行っておりますが、現状は、事務用品で小さなものは、町で処分するものもありますが、購入先で処分していただいております。購入の入札や見積りの額は、下取りや処分費を考慮したものと考えております。以上答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長

西川議員さんの御質問に答弁させていただきます。

昭和56年以降今日まで30年間以上日本人の死因のトップは悪性新生物、いわゆる「がん」となっています。このがんについては、喫煙をしないことやバランスのとれた食事をする等の望ましい生活習慣を続けることによってがんの発症率が著しく低下するといわれています。町内の小中学校では、命の大切さと自分自身で自分の健康を守ることの大切さを子供たちに教えると同時に、バランスのとれた食事の重要性や喫煙の怖さについても教えています。まず、食育について申し上げますと、各教科を通じて、計画的、体系的に食育を実施するとともに、家庭科の時間等を活用して、学校栄養士などからバランスのとれた食事の大切さも教えています。給食の時間には、各担任がなるべく好き嫌いなく食べるように子供たちに声をかけています。また、年に一度、保護者向けに給食試食会を学校で開いていますが、その機会を捉えて、バランスのとれた食事を家庭でも実践していただくよう学校から保護者に呼びかけています。また、保健センターの管理栄養士や保健師、藍住町食生活改善推進協議会「藍愛グループ」の皆様と学校との連携による食生活改善教室も開かれています。

次に、喫煙の害につきましては、小学校の高学年や中学性を対象に、徳島県医師会や警察署生活安全課、薬剤師といった専門家を学校にお招きして、啓発教室が開かれています。このほか、薬物乱用防止教室なども開かれ、各学校とも、子供たちの健康管理に注意を払っています。今後とも、子供たち一人一人が、命の大切さをしっかり自覚し、自分の健康は自分で積極的に守る姿勢が身につくよう学校、家庭、関係諸機関と連携していく所存でございます。以上答弁とさせていただきます。

和田教育長

失礼しました。もう一つありましたね。

次に、タブレット端末について答弁申し上げます。ここ10年程の間、世界でのICT関連技術の進歩は著しく、これに呼応して学校現場においても積極的にICT化を推進すべきだとの声も上がっています。確かにより分かりやすい授業の実践や、外部諸データをタイムリーに活用した深みのある授業の実践のためには、学校も社会の波に乗り遅れないようICT化を進める必要があると思います。ICT化のツールの一つに、西川議員さん御提案の「タブレット端末」があります。「タブレット端末」の学校への導入につきましては、問題点として膨大な費用がかかるこ

とに加え、技術が日進月歩で向上しており、導入してもすぐに機種やソフトが陳腐化する点などが挙げられます。「タブレット端末」の学校への導入につきましては、助成制度を含む今後の国の教育政策の動向や学校の希望、子供の状況などを見据えながら、今後の検討課題にさせていただきたく考えています。以上答弁申し上げます。

小堀議長

西川良夫君。

西川議員

今、答弁をいただきました内容について、公有財産の売却については、共同作業、まあ一般入札で行われたということ。あと備品とかというものについては、町あるいは業者で処分していると、こういった管理の仕方であるということです。各自治体とも、今財源確保できるだけ、この無駄のないように財源確保していこうというそういう取組で公有財産の売却について多くの自治体で利用されているのがオークションであります。一般的には国民全体に定着している状況であります。本や洋服はもう当たり前で、今や海外の別荘やセスナ機さらには無人島まで、ありとあらゆるものがネットオークションにかけられる時代となっております。その代表格といえるのがヤフーオークといわれるヤフーオークションであります。2013年現在利用者数は680万人。出品アイテム数は2,800万点です。この巨大マーケットに目を付けたのが、財政難に悩む自治体であります。巨大ポータルサイトと自治体による官公庁オークションが、今注目をされており、官公庁オークションは、インターネット公売や公有財産売却など、各行政機関による行政手続の一部をインターネット上で実施するサービスであります。ヤフーオークでは、2004年度よりインターネット公売を始め2006年度より公有財産売却を実施しております。高い落札率で自治体の財源確保に貢献しているといわれております。出品者は、国税庁や地方自治体など行政機関で全国で1,400団体ほどあり、年に8回実施されるインターネット公売と年に6回の公有財産売却の2種類があります。インターネット公売は税金滞納者から差し押さえた物品を扱いますが、一方の公有財産売却の出品物は自治体が所有しているもので、役所や学校で使用されていた机や椅子、公用車から公有地まであらゆるものが出品され、大型バスや高級外車、薄型テレビなどの家電やプレジャーボートのような豪華な品物やレストハウス、消防車、救急車さらに、霊柩車などの珍品も続々出品されております。現在47都道府県全ての自治体で実施されておりますが、2007年

度の落札額は何と40億円を超え、2008年度和歌山県の県有地が、過去最高額の6億3,300万で落札をされていたと発表しております。2012年度は奈良県の大和郡山市が出品した土地が4億5,000万で落札されたほか、熊本県荒尾市の荒尾競馬グッズ、鳥取県伯耆町の名物アトラクションが出品されるなど幅広いジャンルにわたる物件が自治体の財源確保に貢献したといわれております。自動車関連では、栃木県の真岡市の大型バスが751万、兵庫県三田市のバキュームカーが718万、北海道芦別市の除雪グレーダが688万それぞれ落札をされ、奈良県の大和郡山市では、軽自動車やバス、バン、消防車など予定価格256万の3.5倍の884万円で落札されました。最高売却倍率が昭和62年式のトヨタカローラデラックス、予定価格7千円が50倍の35万円で落札をされております。動産関係では、広島県の「しおかぜ」漁業取締船、全長20.5メートル、総トン数35トン、予定価格210万が8.1倍の1,700万円で落札。また、広島県の伊根町では、役場内の不用品をまとめて出品をしました。選挙用投票箱12個、投票所減によるもので、500円の予定価格が1,234円から6,300円、鳩時計、宿直室で使用していたもので、故障しておりましたので100円の予定価格1,220円で落札。また、観音開きの大型金庫鍵なしです。1,000円の予定価格が10万5,000円、大正時代の手押し式ポンプ10万円の予定価格で15万1,111円。このほか2009年には北海道新冠町が「小学校まるごと売却」と称して廃校になった4校を出品。落札された旧太陽小学校は、現在「太陽の森ダイヤモンド美術館」として生まれ変わったということが話題になりました。このように一部を紹介しましたが、非常に高額落札が結果として出ております。この公有財産売却システムの導入について、出品に費用は一切発生しません。契約時初期費用は無料、0円です。出品時出品費用も0円です。落札時落札システム利用料がこの時だけ落札料の3パーセントの手数料がかかるだけです。このシステムの特徴としましては、透明性が高い、誰でも参加できる。それから入札情報を広く公開できると、広報手段として最適であるということ。情報量が多くて、話題性が大きい、経費節減も可能だと、参加者に対して公平である。多くの人が気軽に参加できる。多くの人が参加するために最大の収入が見込めると、こういったものが特徴になっております。以前から町内のいろいろな方から藍住町は特にこの車両などについての売却はなぜ入札形式にしないのかといった意見もありました。県内のほかの自治体も入札で売

却を利用しており、不公平感があると以前からありましたように、こういう形での処分の仕方もあるのではないのでしょうか。多くの自治体ができるだけ財源確保のために知恵を出して努力をしている様子が伝わってまいります。藍住町も当然健全、財政の健全化に向けた努力はしていると思いますが、このネットオークションを是非研究してみる価値は十分あると思いますがいかがでしょうか。

それと、がん対策についてのがん教育でありますけれども、教育長が先ほど言われましたように、年間約30万人が毎年毎年がんで亡くなっているという話ですけれども、男性が49パーセント、一生涯のうちにがんにかかる割合です。女性が37パーセントとされており、このため日本人男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになるといわれています。厚生労働省は、国、地方公共団体、また、がん患者を含めた国民、医療従事者及びマスメディア等が一体となってがん対策に取り組むことにより、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すことを最大の目標として、様々ながん対策を講じていると報じております。昨年6月に新たに策定した「がん対策推進基本計画」にがん教育が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子供たちに教える取り組みが広がりつつあります。

また、2014年度から小中高校でがんに関する保健教育を強化する方針を文科省が発表しております。子供たちが、健康と命の大切さを学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することが目標といわれております。がんは生活習慣病であることを厚生労働省も確認しており、たばこの吸い過ぎはいうに及ばず、塩分、糖分のとり過ぎ、栄養のとり過ぎや偏り、動物性脂肪のとり過ぎ、野菜不足、添加物の過剰な摂取など、無関心な食生活が、がんになりやすい体質を招くことを多くの人が理解していますが、睡眠不足や運動不足、過剰なストレスも引き金になることも分かっております。にもかかわらず依然として夜更かししたり、脂肪分の多い食事やお菓子を食べ過ぎたり、朝食を抜いたり、不規則な食生活をして過剰に太っている子供たちが多いのも事実であります。喫煙も未成年者の興味本位な行動が習慣化する原因にもなります。こういう子供たちは、まさにがん予備軍ともいえますが、がんの増殖については現在解明されていることを土台にして、がんにならないようにするために心がけることを体系的にしっかり教え、子供たちが将来がんにならないように予防することが、

子供たちに対するがん教育の最も重要なことではないでしょうか。従来、成人病と呼ばれていた狭心症や心筋梗塞、がん、脳卒中、糖尿病などは、生活習慣病と呼ばれており、それは、これらの病気の成立や悪化には生活習慣が大きく関与しており、予防には生活習慣の改善が大切であるという考えによるもので、これまで成人病は早期発見、早期治療が大切だといわれてきましたが、最近は予防のほうが最も大切だと考えられております。生活習慣病の予防は、実際には子供の時から気をつけなければならないといわれ、子供の時の生活習慣、特に食べ物の好き嫌いや味の好みなどは、大人になっても続いていることが多いといわれています。子供の肥満が問題なのは、小学生の肥満児の大部分が肥満成人になり、糖尿病、高血圧、心筋梗塞、脳梗塞などに早くからかかりやすくするためです。また、血液中のコレステロール値が高い子供も増えているといわれており、これも心筋梗塞や脳梗塞の危険因子であります。このように子供の生活習慣病予備軍が増えた原因は、食生活の乱れと運動不足が挙げられておりますが、肥満児や高コレステロール児の食生活は、ハンバーグ、カレーライス、スパゲティなど動物性脂肪のとり過ぎ、ケーキ、清涼飲料水など糖分のとり過ぎなど、エネルギーの過剰摂取が目立ち、一方では野菜嫌いや魚嫌いのため、食物繊維、ビタミン、カルシウムなどの不足が指摘されております。近代人のライフスタイルである遅寝遅起きのため、朝食は抜き、あるいは少量しか食べられない代わりに夜食を食べることも太る原因の一つです。母親が外で働く機会が増えたため、食事の手抜きが多くなったという説もありますが、専業主婦にも料理嫌いが増えているようで、これらの子供の生活習慣病を増やす原因といわれております。また、北里大学の研究発表によると、交通事故で死亡した5歳未満の子供54人を解剖した結果、何と42人に動脈硬化があったそうです。これは全体の78%に当たります。原因は家庭における食生活にあると思われ、つまり私たちが普段食べる食事、そして特に子供が好んで食べるサブレ、ボーロ、クッキー、ウエハーズ等のお菓子里に「トランス脂肪酸」が含まれているためと指摘しております。「豊かさの栄養学」の著者丸元氏も警告しておられ、マーガリンは既に、ヨーロッパでは販売中止、製造禁止している国もあります。このマーガリン、あるいはショートニングについては、日本の最大の外食産業でありますアメリカには本部がありますが、アメリカでは使用禁止になっており、日本では使用禁止になってないため使われ続けておりますが、お菓子などの過剰摂取の影響についてもしっかりと教え

ていく必要があるのではないのでしょうか。小学生の30パーセント、高校生の45パーセントが生活習慣病もしくは生活習慣病予備軍といえるとの報告もあります。今、各学校には食事に関する教育を行う栄養教諭が配置されていますが、近年、子供たちの偏食や食生活の乱れが目立ち、生活習慣病の増加が懸念されているためです。栄養教諭の指導によって藍住町の子供たちの生活習慣は改善されつつあるのかどうか。先ほど教育長のほうからしっかりと食育の教育について行われているという答弁でございましたが、その生活習慣は改善されつつあるのかどうかをお伺いします。

また、「がん撲滅へ、中学3年生全員に正しい知識を教え、家族とともに考えてもらおう」と公益財団法人日本対がん協会制作のがん教育アニメーションが「がんちゃんの冒険」のDVDが11年に作成されております。厚生労働省、がんに関する普及啓発懇談会座長の中川憲一東大准教授が監修したもので、同協会ではがんの大国の返上には義務教育期からのがん教育の推進が不可欠との観点から、DVDの活用を希望する中学校には、がん教育基金で賄える範囲内で無料配布されておりますので、このDVDを中学3年生に授業などで視聴してもらうとともに、各家庭に持ち帰って家族と一緒に学ぶことによって、がん発症が急増する父母等の世代にも、がん検診と生活習慣の改善を促したいということでもあります。こういうものも活用して、あらゆる角度から子供たちにこのがん教育を強力に推進をしていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

続きまして、タブレットPCによる授業でありますけども、全国の小中高校で、児童生徒が1人1台のタブレットPCを使った授業が今広がっております。授業に積極的に関わるようになり、教育関係者でも学力向上にもつながったなどの声が報告をされております。教育長の答弁によりますと莫大な費用がかかると導入については、状況を見ながらという答弁でございました。東京都の葛飾区本田小学校では、22年度から総務省のフューチャースクールを実証校として、全児童が1台のタブレットPCを持って授業を受けており、4年生の算数では、児童が自ら考えた立方体の展開図をタブレットPCに書き込み、それが正しいかどうか何度もPC上で組み立てる。タブレットPCでの活用で児童の理解力が深まったと言っております。同校の筒井校長は、視覚を使って楽しく学習できるようになり、算数と国語の基礎学力が向上したと効果を評価しております。22年度から3年間総務省と協力し、

フューチャースクールを実施した内田教育総合研究所の佐藤喜信さんは、「子供たちが自分の意見を持てるようになり、活発に意見交換をするようになった。」と各校から報告があり、1人1台のタブレットを持つメリットは非常に大きいといわれております。自民党の教育再生実行本部が4月、安倍首相に提出した提言では、27年をめどに小中高校や特別支援学校で児童生徒1人に1台のタブレットPCが整備された拠点を全国100か所程度指定するとしております。既に一部自治体では独自の先行導入がされており、東京都荒川区では全国に先駆けて、22年度から区内の全小中学校に授業用のタブレットPCを配布することを決定し、佐賀県でも同様の導入が予定されております。現在4、5、6年生の授業で200台のアンドロイドタブレットが使われており、生徒はもちろん教師や保護者の反応も上々だと評価しております。4年生と5年生が自習時間にタブレット端末を使って取り組んでいるのが算数ドリルです。小学館が提供している紙ベースの教材をKDDIがアプリ化したもので、画面の左に問題が表示され、生徒は指を使って手書きで筆算しながら問題を解く。答えが出たら回答欄に入力して次へ進むという流れになっており、紙のドリルでは、解き終わった生徒が教師の前に並んで採点を待つ方式だったことから、15分間に解ける問題の数は限られていた。タブレットのドリルでは教師が採点する必要がなくなったため、例えば4年生のNさんは、紙のドリルでは20問くらいだった回答数が90問にまで増えたといい、「前より算数ができるようになったと思います」とこのように話しております。さらにこの計算ドリルは、生徒がどこでつまづいているかを教師がリアルタイムで把握できるのも大きなポイントであります。どこでつまづいているか細かく分析できるよう、筆算の軌跡を後から再生する機能も用意。生徒が苦手とする部分がどこかをすばやく把握し、すぐに対応できるのは生徒にとっても有意義なことだと話しております。東京工業大学名誉教授の赤堀侃司先生工学博士でもありますが、現在、国際会議の場でも紙の資料は配られず、パソコンに資料がPDFで配付される時代です。子供たちが将来、社会に出たときには、紙を使用する場面はかなり少なくなっているかも知れません。そうした社会の進展に合わせて、小学生の頃からデジタル機器に親しんでおく必要があると思います。PISA、PISAというのはOECD加盟国を中心に3年ごとに実施される15歳児の学習到達度調査ではありますが、主に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーなどですが、知識や技能だけでなくそれらを活用した思考力

や判断力、表現力などを測定しており、小さいうちからデジタルメディアに親しむことで、主体的に学びに向かう姿勢を養成しておく必要があるでしょう。だからといって小学生にタブレット端末のみを使用した学習が有効であるというわけではありませんが小学校時代は、知識をしっかり定着させる大事な時期であります。デジタル機器を用いた学習と併せて、従来のように紙を使って、計算や漢字の書き取りの学習をさせる必要があるでしょう。急速に発展するデジタル機器の発達に合わせて、教育にも進化が必要であります。タブレット端末の登場は、学習環境に革命を起こしたといえます。例えば小学生の理科の授業では太陽の動きや月の動きを動画で見せることができるなど、紙教材では伝えきれないリアルな情報を手軽に伝えられるメリットがあります。赤堀先生の調査からは、そのメリットに加え、タブレット端末が様々なアイデアを生み出すのに優れたメディアであり、子供の学習意欲を高める可能性を持っていることを明らかにしたと結論づけております。今の子供たちは、生を受けたときから高機能の携帯電話、テレビゲームやパソコンといった急速に発展するデジタル化の中で生まれ育った子供たちです。だからこそ、しっかりと基礎学力を身につけさせることは重要であります。それと同時に世界的な発展するデジタル化の社会の中で競争しなければいけないわけです。表現力や想像力などこれまで以上にその能力が問われる時代になることは間違いありません。オリンピックの東京招致これは日本にとっては大変すばらしい勝利のオリンピック招致でありましたが、この原因の一つにプレゼンテーションの効果があったといわれております。このプレゼンテーション能力が高めるのに非常にこのタブレットの教育が役に立つと、そういった話も聞かれておりますが、無限の可能性を秘めた子供たちの能力を最大限に引き出せる環境を作ることは私たち大人の責任であります。否定的になるのではなく変化する社会の動向を注視し、子供たちに何が最善かを見極めるのも教育行政のあり方ではないでしょうか。これは今日あしたという話ではなく、どのようなものかを前向きに研究してみてもどうでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

小堀議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは、西川議員さんの再問のうちの公有財産の管理につきまして、御答弁をさせていただきます。

公有財産の売却、処分につきましては、政策的なものにより特例もありますが、

今後も鑑定評価などをもとに適正な価格で、また入札により行ってまいります。

また、ネットオークションでの売却につきましては、全国的には少しでも財源を確保しようと、自治体においてもインターネットによる公有財産や差押え財産の売却を行っております。インターネットによる公有財産売却は、地方公共団体の一般競争入札手続の一部、入札参加の申込み、入札、開札などを担うインターネット上でのシステムを利用し、売り払う方法であり、通常の入札とは異なり、ネット上で金額を入力するシステムであることから、入札保証金の問題や入札方法の特例を設ける必要があるため、財務規則の改正、様式やガイドラインの作成など整備が必要となってまいります。他団体での実施の状況や方法などを研究してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

小堀議長

和田教育長。

和田教育長

西川議員さんの再問につきまして、答弁申し上げます。

がん予防教育につきましては、学校教育では従来からピンポイントで扱うことはせずに、子供の健康管理教育あるいは食育あるいは基本的な生活習慣形成教育の中で一つの大事なファクターとして取り扱ってまいりました。今後も方法論につきましては、学校とも相談しながら一層がんの予防教育については力を入れていきたいと思っております。また、学校栄養士の活用についてのお話もございましたけれども、藍住町では学校栄養士が中心となって食育や生活習慣の改善に子供たちの教育に努めております。そして、例えば学校栄養士がいない藍住東小学校には、藍住南小学校の栄養教諭が外向いて1年生からずっと教えるというふうなことをやっておりますので、そこは町内で相互に助け合いながら努めているところでございます。一方、御指摘の生活習慣改善につきましては、早寝、早起き、朝ごはん、読書、挨拶、ウォーキングはじめ必要なことにつきましては、家庭とも学校とも協力しながら進めているところでございます。がん予防につきましては、今後とも引き続き子供たちの生活習慣や食育といった大きな流れの中で、大事なファクターとして進めていきたいと思っております。

続きまして、タブレットに関する再問につきまして答弁を申し上げます。学校でのICT化推進のためのツールとしては、例えば書画カメラ、電子黒板、タブレット端末などがあります。書画カメラは、教科書やノートの一部をその場で、教室の

スクリーンに拡大して投影することができる器具です。教師が子供にポイントをタイムリーに重点的に教えるときに便利なツールです。一方電子黒板は電子教科書とセットで使い、ビジュアルな映像と効果的な音声を用いて、子供たちの視覚や聴覚に訴えより分かりやすい授業をするのに有効なツールです。また、タブレット端末は、インターネットを使って調べ学習をしたり、データを集めてプレゼンテーション資料を作ったりするのに便利なツールです。いわば自主独立型の学習に向いているツールともいえましょう。書画カメラや電子黒板が1教室に1台あればよいのに対し、タブレット端末は児童生徒1人に1台持たせるのが基本となっています。以上、書画カメラ、電子黒板、タブレット端末についてのその特徴を申し上げましたが、優先順位は、児童生徒の発達段階や学校からの要望、コスト負担などを考えて、総合的に判断していくことが肝要であると考えています。藍住町として教育のICT化の国際的な波に乗り遅れたくないのは当然でありますので、このタブレット端末を含めます学校教育のICT化につきましては、検討課題とさせていただきたいと思っております。以上、答弁申し上げます。

小堀議長

西川良夫君。

西川議員

公有財産の売却について、ネットオークションを研究してみるということでございます。これはあの全国の人を対象に全世界いわば全世界の人を対象になりますので、非常に高額落札が期待できるし、また、公平性、また、広報にも非常に有効であると、このような各自治体の評価であります。吉野川市にしても、また美馬市にしても、県内でもたくさんの自治体が利用しておりますので、公有財産売却についてのシステムは非常に簡単にできますので、インターネット公売のほうは少し落札者の保証金とかありますけども、この公有財産売却システムについては、非常に簡単にIDさえ取得すれば誰でも、私もこれ別にやっておりますけど、非常におもしろいというかそういうのがありますので、是非いろんな備品の処分についても研究してみたらどうかと思います。後、学校のがん教育、タブレット端末の教育でありますけども、検討してみるということで非常にICT化しておりますので、それをしっかりと利用することによって、先ほどの携帯電話のスマートフォンの弊害もありましたけど、そういう流れの社会の中で、それを否定したり規制するのは難しいと思います。それを使いこなしてしっかりと知識を身につけ使いこなすっていうことで、その中で生きていかなければいけないとい

うのはありますので、そういうものに慣れるというのも一つの大きな子供たちを守るということになると、つながると思いますので、しっかりと研究をしてもらいたいと思います。以上です。

小堀議長

答弁よろしいですね。

(西川議員、うなずく)

小堀議長

いいですね。

小堀議長

以上で通告のありました7名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

小堀議長

お諮りいたします。日程では18日は本会議となっておりますが、一般質問が本日で終わりましたので、この際、議案調査等のため9月18日から19日までの2日間を休会とし、次回本会議は9月20日に再開いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小堀議長

異議なしと認めます。よって9月18日から19日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は9月20日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

(時に午後3時58分)

平成25年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成25年9月20日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	西岡 恵子	10 番議員	林 茂
3 番議員	濱 眞吉	11 番議員	永濱 茂樹
4 番議員	東條 義和	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	矢部 秀行	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	西川 良夫	14 番議員	森 志郎
7 番議員	江西 博文	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	古川 義夫	16 番議員	小堀 克夫

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 森内 孝典                      書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育長	和田 哲雄
教育委員長	奥村 康人
会計管理者	岡 静夫
総務課長	矢野 博俊

企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	三木 克夜
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	柿内 直子
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	近藤 博茂
藍寿苑施設長	高田 俊男

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第5 1号議案 藍住町教育委員会委員任命の同意について
- 2) 第5 2号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 3) 発議第8号 道州制導入に断固反対する意見書について
- 4) 請願第1号 原子力発電所に関する請願書
- 5) 請願第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を  
求める請願書
- 6) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7) 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続  
調査申出書について
- 8) 資格審査特別委員会からの閉会中の継続審査申出書について

以 下 余 白



これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議をお願いいたします。

(質疑する者なし)

小堀議長 質疑がありませんので、議事を進めます。

小堀議長 ただいま上程されております、第40号議案から第50号議案までの11議案については、常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、ただちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議なしと認めます。よって第40号議案・平成24年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について、第41号議案・平成24年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について、第42号議案・平成24年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について、第43号議案・平成24年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について、第44号議案・平成24年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について、第45号議案・平成24年度藍住町特別会計(藍寿苑介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について、第46号議案・平成24年度藍住町特別会計(水道事業)利益の処分及び歳入歳出決算の認定について、第47号議案・平成24年度藍住町特別会計(下水道事業)歳入歳出決算の認定について、第48号議案・平成25年度藍住町一般会計補正予算について、第49号議案・特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、第50号議案・藍住町子ども・子育て会議条例の制定についての11議案については、原案のとおり可決確定いたしました。

小堀議長 日程第3、議案の上程について、第51号議案・藍住町教育委員会委員任命の同意について、第52号議案・固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを上程し議題といたします。

(奥村教育委員長、退席する)

小堀議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

小堀議長 石川町長。



小堀議長

奥村教育委員長。

奥村教育委員長

ただいまは、私の再任を御承認いただきまして誠にありがとうございます。心新たにまた4年間教育委員として微力ながら町民の皆様また、子供たちのためにお役に立ちたいと考えております。御承知のとおり学校教育では、学力や体力の低下の問題、また、不登校やいじめの問題を始め、多数の課題がございますのが現状であります。既に、種々の対策を講じてはおりますが、今後も他の教育委員とともに怠ることなく継続的にかつ効果的に改善に努めたいと思っておりますので、委員の皆様には、変わらぬ御支援と御協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。簡単でございますがどうぞよろしくお願いいたします。

小堀議長

日程第6、議案の上程について、発議第8号・道州制導入に断固反対する意見書についてを上程し議題といたします。

小堀議長

事務局長に議案を朗読いたさせます。

小堀議長

森内議会事務局長。

森内議会事務局長

(森内議会事務局長、議案を朗読する)

小堀議長

提出者であります矢部秀行君から提案理由の説明を求めます。

小堀議長

矢部秀行君。

矢部議員

議長から提案理由の説明を求められましたので発議第8号・道州制導入に断固反対する意見書を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。道州制導入に断固反対する意見書、我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審

査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。よって、我々藍住町議会は、道州制の導入に断固反対する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日。送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、総務大臣。以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。総務文教常任委員会委員長、矢部秀行。

小堀議長 ただいまの説明にありましたように、発議第8号については、全国町村議会議長会においても、これまで道州制に関し「絶対に導入しないこと」と政府・国会に対し要請を行ってきたものであり、全員協議会での協議により総務文教常任委員長より提出されておりますので質疑・討論を省略し、ただちに原案のとおり議決したいと思っております。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議なしと認めます。よって、道州制導入に断固反対する意見書については、原案のとおり可決確定いたしました。なお、意見書については速やかに関係機関へ送付をいたします。

小堀議長 日程第9、請願の上程について、6月議会において総務文教常任委員会に付託し、継続審査となっております請願第1号・原子力発電所に関する請願書について、総務文教常任委員会から審査結果の報告書が提出されておりますので、本請願を上程し議題といたします。総務文教常任委員会の

矢部委員長から報告を求めます。

小堀議長 矢部秀行君。

矢部総務文教常任委員長 (末尾添付の委員長報告書を朗読する)

小堀議長 ただいまの報告のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願は、不採択との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は御発議を願います。

(質疑する者なし)

小堀議長 質疑がありませんので、議事を進めます。

小堀議長 これより、請願第1号・原子力発電所に関する請願書に対する討論を行います。まず、本請願に反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

小堀議長 次に、本請願に賛成の方の発言を許します。

(発言する者なし)

小堀議長 ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

小堀議長 これをもって、討論を終結いたします。

小堀議長 これより採決を行います。なお、この請願に対する委員長の報告は、不採択です。それでは、請願について採決を行います。請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者、少数)

小堀議長 起立少数であります。よって、請願第1号については不採択とすることに決定いたしました。

小堀議長 日程第12、請願の上程について、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

小堀議長 請願第2号・国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を上程し、議題といたします。

小堀議長 事務局長をして、請願文書表を朗読いたさせます。

小堀議長

森内議会事務局長。

森内議会事務局長

(請願文書表を朗読する)

小堀議長

請願第2号の紹介議員であります林茂議員から

請願の説明を求めます。

小堀議長

林茂君。

林議員

ただいま議長から提案理由の説明を求められま

したので、説明をいたします。藍住町議会議長殿。請願団体・消費税の廃止を求め  
る徳島県各界連絡会、代表者・山根憲一。所在地・徳島市佐古四番町7-2。紹介  
議員・林茂。国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。  
請願主旨・日ごろから住民の生活向上のために御尽力いただいていることに感謝申  
し上げます。安倍政権の経済政策により、株価の値上り、急速な円安が進行し、景  
気指数向上へ効果が出ていると報道されています。しかし、食料品やガソリンなど  
の値上げで、私たちの暮らしは苦しくなる一方です。多くの国民は景気回復を実感  
しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。徳島県内での経済の疲  
弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産・閉店にも歯止め  
がかかっていません。参議院議員選挙後の世論調査でも、「消費税の増税に反対」  
が増えており、「消費税が増税されれば店を閉めるしかない。」「これ以上、どこを  
切り詰めて暮らせというのか。」と、かつてない切実な声が高まっています。消費  
税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれ  
ば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格  
に税金分を転嫁できない中小企業の経営を追い込み、消費税倒産や廃業が増えるこ  
とは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも  
深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税した時  
の経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。政府試算でも「消費税増  
税により本格的なデフレ脱却には時間がかかる。」という結果が出ています。私た  
ちは、住民の暮らし、地域自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止をす  
ることを強く求めます。以上の主旨から、下記事項について請願いたします。1、消費  
税増税の中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。以上です。議員の皆  
さん方の御賛同よろしくお願いをしまして提案を終わります。

小堀議長

お諮りいたします。請願第2号については、藍

住町議会会議規則第92条第2項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議なしと認めます。よって、請願第2号については、常任委員会の付託を省略することに決定いたしました。

小堀議長 これより、請願第2号・国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書に対する討論を行います。まず本請願に反対の方の発言を許します。

(発言する者なし)

小堀議長 次に、本請願に賛成の方の発言を許します。

(発言する者なし)

小堀議長 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

小堀議長 これをもって、討論を終結いたします。

小堀議長 これより採決を行います。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者、少数)

小堀議長 起立少数であります。よって、請願第2号については不採択とすることに決定いたしました。

小堀議長 日程第15、諮問に対する答申について。諮問第2号・人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。お諮りいたします。本件はお手元にお配りいたしました意見のとおり、廣瀬浩美氏・富永正夫氏・大須賀博氏については適任であるとの答申をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議なしと認めます。よって、諮問第2号・人権擁護委員候補者の推薦については、お手元にお配りいたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

小堀議長 次に、議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。継続調査



重な御意見、御提言を賜りました。中でも、教育現場の諸問題や防災対策について関心が高かったと思いますが、これからも安心・安全なまちづくりや安定した行財政運営のため、取り組んでまいる所存であります。御承知のとおり、私は先の議会において4期目への出馬の決意を申し上げたところでありますが、残る2か月半の任期につきましても、住民福祉の向上のため懸命に取り組んでまいる所存であります。議員各位におかれましても、何とぞ御理解と御支援をお願いするものでございます。台風18号の通過と同時に、朝夕は随分と過ごしやすくなつてはまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすいときでもあります。また、夏の疲れが出てくる時季でもございます。どうか、御自愛をいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

小堀議長 以上で、今定例会に付議されました案件は、全て議了しました。お諮りいたします。これをもちまして会議規則第8条の規定により、閉会いたしたいと思ひます。これに、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小堀議長 異議なしと認めます。よつて、平成25年第3回藍住町議会定例会を閉会することに決定いたしました。議員・理事者各位には、御協力を賜り誠にありがとうございました。これをもって閉会といたします。

(時に午前11時17分)

この会議の次第は、議会事務局長が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

平成25年6月20日

藍住町議会議長	小堀克夫
会議録署名議員	東條義和
会議録署名議員	矢部秀行

# 一般質問の要旨

平成25年第3回定例会

No. 1

質問者氏名	分類項目	質問事項	質問の内容	頁	答弁者(頁)
林 茂	教 育	学校施設	学校施設のエアコン設置について	18-19, 23-24, 27	吉田教育次長 (21, 26)
	教 育	学校施設	学校施設のトイレについて	19-20, 24, 27	吉田教育次長 (21-22, 26-27)
	行 政	公共工事	公共工事の設計労務単価について	20-21, 25-26, 27-28	吉田建設課長 (22-23, 27)
小 川 幸 英	行 政	新町民体育館	新町民体育館について	28-29, 37-38	榎本社会教育課長 (32-33, 40)
	教 育	子供の安全対策	子供の安全対策について	29-30, 38	吉田教育次長 (33-35, 40)
	福 祉	敬老の日	敬老の日について	30-31, 38	三木福祉課長 (35, 40-41)
	環 境	町エネルギー政策	町エネルギー政策について	31, 38-39	中野生活環境課長 (36, 41)
	行 政	町道、歩道、河川の管理	町道、歩道、河川の管理について	31-32, 39, 41-42	吉田建設課長 (37) 友竹副町長 (41)
永 濱 茂 樹	行 政	緊急地震速報	緊急地震速報について	42-43, 50-51	矢野総務課長 (46-47)
	行 政	住宅耐震化	住宅耐震化について	43	矢野総務課長 (47-48)
	行 政	防災対策	地震、津波対策について	43, 51	矢野総務課長 (48)
	行 政	防災対策	災害避難、救助対策について	43-44, 51	吉田建設課長 (49-50)
	行 政	防災対策	竜巻、積乱雲(スーパーセル)対策について	44, 51	矢野総務課長 (48)
	行 政	防災対策	災害避難場所の周知と健康ウォーキングについて	44	矢野総務課長 (48-49)
	行 政	防災対策	危機管理室について	44-45, 51-52	矢野総務課長 (49)
	行 政	ラジオ体操等の推進	ラジオ体操、みんなの体操の推進について	45, 52-53	榎本社会教育課長 (50)
行 政	事故多発の看板見直し	東中富県道横断危険事故多発の看板見直しについて	46	矢野総務課長 (49)	

# 一般質問の要旨

平成25年第3回定例会

No. 2

質問者氏名	分類項目	質問事項	質問の内容	頁	答弁者(頁)
濱 眞 吉	行 政	防災対策	徳島県の南海トラフ大地震の市町村別被害予想の公表に対する減災、防災について	53-54, 58-59, 62	矢野総務課長(55-57, 60-61)
	教 育	学校教育	「学校週6日制」の来年度導入の可能性について	54-55, 59-60	和田教育長(57-58, 61-62)
西 岡 恵 子	教 育	学校教育	子供のネット依存について	63, 68, 70-71	和田教育長(64-65, 69)
	行 政	介護保険法改正	介護保険法改正の検討について	63-64, 68-69, 71	森健康推進課長(65-66, 70)
	福 祉	病児病後児保育	病児病後児保育について	64, 69, 71	三木福祉課長(66)
	行 政	防災対策	防災について	64, 69, 71	矢野総務課長(66-67, 70)
古 川 義 夫	行 政	防災対策	公共施設の耐震化について	72, 74	矢野総務課長(73, 74-75)
	行 政	排水路対策	排水路対策の進捗状況について	72, 74, 75	吉田建設課長(73-74, 75)
西 川 良 夫	行 政	防災対策	公有財産の管理について	75, 78-80, 86	矢野総務課長(76, 84-85)
	行 政	学校教育	子供たちの健全育成について	75-76, 80-84, 86	和田教育長(77-78, 85-86)